

## 第2節

# 防災体制・災害発生時の対応及びその備え

### 2-1 防災基本計画の修正

防災基本計画は、「災害対策基本法」第34条第1項に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、「災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるとき」は修正することとされている。防災基本計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとされている。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html#syusei>)

令和2年度は、令和2年5月に防災基本計画の修正を行った(図表2-1-1)。主な修正内容として、令和元年度に発生した災害において明らかとなった課題に対する対応等について記述を追加している。

具体的には、令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえ、長期停電・通信障害への対応強化や、災害に慣れていない自治体への支援の充実等について記述しているほか、令和元年東日本台風に係る検証を踏まえ、災害リスクととるべき行動の理解促進や、平常時から関係省庁間の情報共有を図るための「自然災害即応・連携チーム会議」の開催等について記述を追加している。

この他、避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平常時からの検討・実施等、防災に関する最近の施策の進展等を踏まえた所要の修正を行っている。

図表2-1-1 防災基本計画の修正概要(令和2年5月)

#### 防災基本計画修正(令和2年5月)の概要

■防災基本計画…災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、災害の未然防止、被害の軽減及び災害復旧のための諸施策等の基本的な事項を定めるもの。

##### 主な修正項目

###### 主に令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた修正

- 災害リスクととるべき行動の理解促進
  - ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
  - 避難に関する情報の意味(安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がない等)の理解促進
  - 豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施
- 河川・気象情報の提供の充実
  - 災害危険度が高まる地域等、早期警戒を呼び掛ける情報をわかりやすく提供
- 災害廃棄物処理体制の整備
  - 国、自治体、ボランティア等関係者の役割分担等を整理したマニュアルの作成、周知
- 被災者生活・生業再建支援チームの開催のルール化
- 自然災害即応・連携チーム会議の開催
  - 平常時から関係省庁間の情報交換・共有を実施

###### 主に令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた修正

- 災害に慣れていない自治体への支援の充実
  - 内閣府調査チーム等国の職員の迅速な派遣
  - 現場における関係機関調整のための連絡会議、調整会議、現地作業調整会議の開催
  - 危機管理・防災責任者を対象とした研修の実施
- 長期停電・通信障害への対応強化
  - 事業者における停電、通信障害発生時の被害状況把握、被災者への情報提供の体制整備
  - 病院等重要施設の非常用電源確保の推進
  - 重要施設の非常用電源設置状況等のリスト化等、電源車等の配備調整の円滑化
  - 通信障害の状況等の関係機関への迅速な共有
- 被災者への物資支援の充実
  - 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進
  - ブッシュ型支援の標準的対象品目を一覧提示し、周知

###### その他最近の施策の進展等を踏まえた修正

- 避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の平時からの検討、実施
- 船舶の走錨等による臨港道路の損壊防止のための防衛工設置
- 無人航空機を活用した情報収集
- 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成
- 事業者による危険物流出事故の防止対策の推進

出典：内閣府資料

(参照：[http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon\\_gaiyou.pdf](http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/pdf/kihon_gaiyou.pdf))

### 2-2 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実

迅速かつ的確な災害対応は、地方公共団体の首長や防災担当職員の知識と経験に依るところが大きい。このため、内閣府においては、「危機事態に迅速・的確に対応できる人」や「国・地方のネット

ワークを形成できる人」を育成するために、平成25年度より国や地方公共団体の職員を対象とする「防災スペシャリスト養成研修」に取り組んでいる。

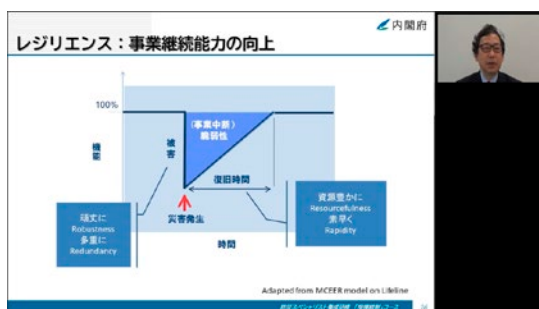
まず、令和2年度「有明の丘研修」は、コースごとにワーキンググループを開催し、コーディネーターとカリキュラム、研修指導要領、テキスト、テスト、人的ネットワークの取組等の検討・見直しを行った。また、令和元年度より実施している「地域研修」は、地域による自立した防災人材育成を推進するため、地域の実情やニーズに応じた内容を盛り込み、地方公共団体等の職員の防災に関する人材の育成に取り組んだ。さらに、「フォローアップ研修」において、有明の丘研修修了者を対象に更なるスキルアップと人的ネットワークの強化を図った。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、これらの研修を集合で実施することが困難であったことからオンライン研修により実施した。

加えて、主に市区町村職員を対象に、近年の災害において災害対応上の課題が多く挙げられた業務を学習できるコンテンツとして「防災スペシャリスト養成eラーニング」の開発を目指し、eラーニングの作成方法の標準化について検討を行った。

また、全国の町村長を対象とする「全国防災・危機管理トップセミナー」を内閣府及び消防庁の共催で実施し（市区長を対象とした同セミナーは新型コロナウイルス感染症拡大に配慮して令和2年度は中止）、災害対応の陣頭指揮をとる町村長の迅速かつ確かな判断能力の向上を支援し、首長としての初動対応の在り方や、実際に被災した地方公共団体の初動対応等について研修を行った。

さらに、内閣官房、内閣府及び消防庁の共催により、各都道府県の部局長・危機管理監等を対象とした「防災・危機管理特別講習」を令和2年6月にWeb会議により実施するとともに、各市町村の危機管理・防災責任者を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」を同年11月と令和3年2月にオンライン研修により実施した。

新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式を踏まえて、研修の効果や効率を向上させる取組を進めるとともに、これら研修等の内容の充実を図り、更なる防災力・災害対応能力の向上を図る必要がある。



令和2年度「防災スペシャリスト養成研修  
(有明の丘) (オンライン研修)」の様子



令和2年度「全国防災・危機管理トップ  
セミナー」の様子

### 2-3 指定緊急避難場所と指定避難所の確保

「指定緊急避難場所」は、津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるものであり、「指定避難所」は、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設となっている。

東日本大震災時においては、避難場所と避難所が必ずしも明確に区別されておらず、そのことが被害拡大の一因ともなった。そのため、内閣府は平成25年に「災害対策基本法」を改正し、市町村長は指定緊急避難場所及び指定避難所を区別してあらかじめ指定し、その内容を住民に周知（公示）しなければならないこととした。令和2年4月1日現在の指定緊急避難場所の指定状況は図表2-3-1のとおりとなっている。

図表 2-3-1 指定緊急避難場所の指定状況

	指定緊急避難場所の指定状況							
	洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
指定箇所数 (ヶ所)	68,961	64,141	20,823	82,798	37,051	39,497	37,569	10,003
想定収容人数 (万人)	12,420	13,419	5,866	23,624	8,381	16,569	7,427	2,280

出典：消防庁「地方防災行政の現況」をもとに内閣府作成（それぞれの区分毎に複数回答あり）

また、指定緊急避難場所は国土地理院が管理するウェブ地図「地理院地図」で閲覧できるようにしている（図表 2-3-2）。

図表 2-3-2 指定緊急避難場所の表示例



出展：国土地理院HP  
（参照：<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html>）

内閣府は、消防庁とともに、地方公共団体に対して指定緊急避難場所の速やかな指定等を促しているところである。また、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することとなっているため、避難者が明確に判断できるように制定した「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）（平成28年3月）」による案内板等の整備について、早急に着手するように全国の地方公共団体に呼びかけている（図表 2-3-3、図表 2-3-4）。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/kyoiku/zukigo/index.html>）

図表 2-3-3 災害種別避難誘導標識システムによる案内板の表示例



図表 2-3-4 避難場所等の図記号の標準化の取組

災対法の災害種類	JIS 制定された災害種別図記号
津波	津波・高潮 (従来の図記号も活用 一般図記号も作成)
高潮	
洪水	洪水
内水氾濫	内水氾濫
崖崩れ 土石流 地滑り	崖崩れ 地滑り
	土石流
大規模な火事	大規模な火事
地震	起きる災害(津波、大規模な火事等)でカバー
火山	シェルターなどに避難するため、それらの周知を実施

●避難場所は災害種別毎に設定。

●避難場所等の図記号について標準化を図るため、関係府省庁等は連絡会議を設置して、避難場所等の図記号の標準化を進めることを決定。JIS原案作成委員会が図案を作成し、同委員会から経済産業大臣に報告。  
→平成28年3月22日に図記号等をJIS制定。



また、「災害対策基本法」第49条の7に基づく指定避難所の指定状況については、指定制度が創設された平成26年4月以降、指定を終えていない市町村に対し、速やかに指定を終えるように促していることもあり、平成26年10月1日現在は48,014ヶ所であったが、令和2年10月1日現在は79,281ヶ所に増加した。

近年の災害における状況等を受け、避難所の生活環境の確保に関する様々な問題や、避難所のトイレの改善に関する課題などが指摘された。災害時に避難所において不自由な生活を強いられる状況下においても、生活の質を向上させ、良好な生活環境の確保を図ることが重要と考えられる。このため、内閣府では、市町村における避難所や福祉避難所の指定の推進、避難所のトイレの改善、要配慮者への支援体制や相談対応の整備等に係る課題について幅広く検討し、必要な対策を講じていくため、平成27年7月以降「避難所の確保と質の向上に関する検討会」を開催し、平成28年4月に「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」(平成25年8月内閣府策定・公表)の一部改訂を行うとともに、本取組指針に基づく、「避難所運営ガイドライン」、「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」の3つのガイドラインを公表した(図表2-3-5)。

また、令和2年度に開催された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」において、福祉避難所ごとに、受入対象者を特定して、あらかじめ指定の際に公示することによって、受入対象者とその家族のみが避難する施設であることを明確化できる制度を創設することが適当であるとされたことを踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法施行規則及び「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」等の改正を行った。

図表 2-3-5 避難所に関するガイドライン等について

「避難所運営ガイドライン」(平成 28 年 4 月)

災害対応の各段階(準備、初動、応急、復旧)において、平時からの庁内外の連携協働体制の確立や避難者の健康の維持という観点を重視するとともに、トイレ、寝床、入浴、ベットなど忘れられがちな細かな対応業務なども明示して、実施すべき 19 の業務を具体的なチェックリストで整理している。

「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」(平成 28 年 4 月)

災害時にトイレが不衛生であるために不快な思いをする被災者が増え、トイレの使用をためらわれることによって、排せつを我慢して水分や食品の摂取を控えることで、健康の悪化や、最悪の場合は生命の危機を及ぼすことにつながるため、トイレの確保や管理が重大な事柄であることを強調している。

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成 28 年 4 月)(令和 3 年 5 月改訂)

東日本大震災の教訓を考慮し、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」(平成 20 年 6 月)を実質的に改定・修正する形で作成したものであり、平時の取組なくして災害時の緊急対応を行うことは不可能であるとの認識から、福祉避難所についても、市町村を中心として、平時からの取組を進めていくことを強調している。

出典：内閣府ホームページ  
(参照：<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>)

## 2-4 防災における ICT の活用

平成 28 年熊本地震に係る初動対応検証レポート(内閣官房・内閣府、2016)や、応急対策・生活支援策検討ワーキンググループ(内閣府、2016)において、被災市町村の状況や避難者の動向、物資の状況などの把握が災害対応中に困難であったことから、事前に各種の情報について取扱いや共有・利活用に係るルールを定めるなど、関係機関間における災害情報ハブに関する仕組みづくりを行うことが必要との指摘があった。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/shodotaio.html>  
[http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/okyuseikatu\\_wg.html](http://www.bousai.go.jp/updates/h280414jishin/h28kumamoto/okyuseikatu_wg.html))

このため、内閣府では、情報の共有を図るために効果的な手段と考えられる情報通信技術( ICT: Information and Communication Technology)の活用、また、関係機関間における情報共有の方法や期間等のルール及びこれを通じた情報のやりとり(以下「災害情報ハブ」という(図表 2-4-1))を推進するため、平成 29 年度から中央防災会議防災対策実行会議災害対策標準化推進ワーキンググループの下に、「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を設置し、検討を進めてきた。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/saigaijyouhouhub/index.html>)

このような検討を踏まえ、平成 30 年度に、災害時情報集約支援チーム( I S U T : Information Support Team)という大規模災害時に被災情報や避難所などの情報を集約・地図化・提供して、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チームを試行的に立ち上げ、令和元年度から本格的に運用を開始した。災害現場では、被害状況や災害廃棄物の情報等、時々刻々と変化し事前にデータで共有する体制が整えられないもの(動的な情報)も存在する。災害対応者の的確な意思決定には、これら情報を地図上に重ね合わせ、状況を体系的に把握することが大変重要である。 I S U T がそのような情報を収集・整理・地図化し、関係機関(行政機関、指定公共機関)へ共有することで、災害対応者の迅速かつ的確な意思決定を支援することができる。

I S U T はこれまで、平成 30 年 7 月豪雨や令和元年東日本台風、最近では令和 2 年 7 月豪雨など 8 回にわたり災害対応に当たってきた。令和 2 年 7 月豪雨においては、熊本県・鹿児島県の 2 県に派遣され、情報の収集・整理を支援するとともに、 I S U T が作成した地図(図表 2-4-2)は、被災県・市町村の災害対策本部での状況説明や、実働機関、他の地方公共団体からの応援職員への状況

説明などに活用され、地方公共団体の効果的な災害対応に貢献した（図表2-4-3）。例えば、熊本県では孤立集落の解消を支援するために、道路、電力、通信のライフラインの復旧状況を集落ごとに把握できる地図を作成し、日々の災害対応の進捗管理に活用された。

また、昨年度までの情報集約、整理における課題を踏まえ、地図化などの業務の一部を民間事業者へ委託するなどのISUTの体制強化を実施したことで、より円滑な支援活動を行うことができた。今後も引き続き継続して実施する。

さらに、ISUTがより迅速かつ効果的な活動を行うために、今後は現地活動の写真等の被災情報をより迅速に情報収集・共有するツールの開発やISUTサイトの活用に関する研修プログラムの開発等を行い、関係機関との調整を継続していく。

図表2-4-1 「災害情報ハブ」のイメージ図

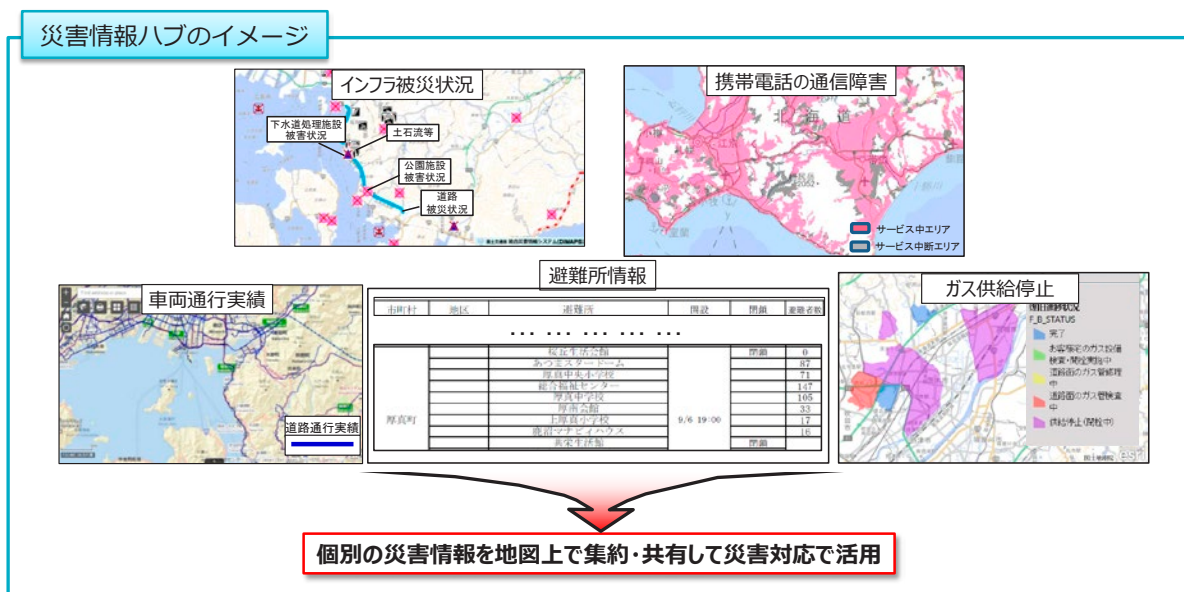
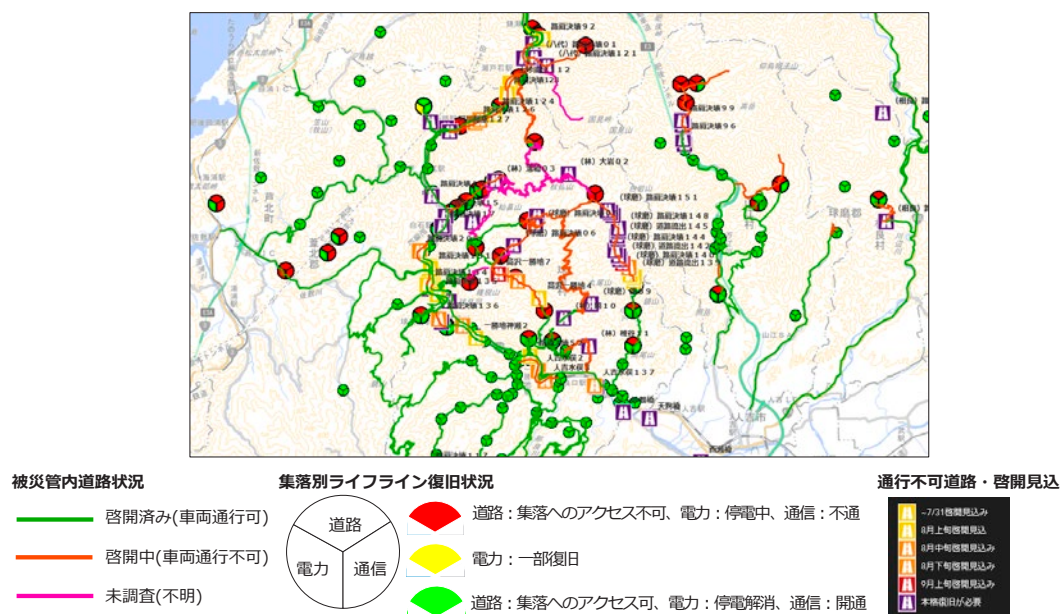


表2-4-2 令和2年7月豪雨で作成した地図例（孤立集落解消用支援地図）



図表 2-4-3 令和2年7月豪雨（熊本県庁）におけるISUTサイトと地図の活用状況



熊本県災害対策本部会議での活用



孤立集落解消に向けた担当者会議（県主催）での活用



航空調整班での活用



実働機関調整会議（県主催）での活用

出典：内閣府資料

## 2-5 自然災害即応・連携チーム会議の開催等

近年の大規模災害発災直後の政府の迅速・円滑な初動対応と応急対策は、内閣危機管理監を始めとする政府の災害担当局長等が、相次ぐ災害対応を通じて、経験知を共有し、組織的な学習を繰り返しながら一体感を高め、「顔の見える関係」を構築してきたことにより、適切な役割分担と相互の連携協力が図られてきたことによるところが大きい。

このような組織力を持続的なものとするため、自然災害の発災後だけでなく、平時から、関係者間の情報交換・共有を図る会議として、令和2年度より「自然災害即応・連携チーム会議」を開催している。

また、これまで平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風といった大規模災害発生時には、政府として、被災者の生活支援を更にきめ細かく、迅速かつ強力に進めるため、内閣官房副長官（事務）の下に各省横断の被災者生活支援チームを開催してきた。このチームを通じ、電力や水道の早期復旧、被災者ニーズの把握はもとより、水、食料、段ボールベッド、パーティション等のプッシュ型支援、避難所生活の環境整備、被災自治体への職員派遣、住まいの確保など、必要が生じる事柄を先取りし、関係省庁が一体となって、被災地の生活再建と生業の再建に向けた対策パッケージを取りまとめるなど、被災者の生活支援を政府一丸となって迅速に進めてきた。

これらの経験を踏まえ、令和2年度より、今後大規模災害が発生した場合には、被災者の生活・生業の迅速・円滑な支援のために、「被災者生活・生業再建支援チーム」を設置することを防災基本計画に明記し、その設置をルール化した。

令和2年7月豪雨においては、7月5日に被災者生活・生業再建支援チームが設置され、同月30日には、同チームを中心に、被災地の生活と生業の再建に向け緊急に対応すべき施策として「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」が取りまとめられた。

## 2-6 集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の取組事例集の公表

平成26年9月に発生した御嶽山噴火災害を契機に、「活動火山対策特別措置法」が改正され、火山現象発生時の施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、市町村が指定する集客施設や要配慮者施設（避難促進施設）の所有者等に対して、「避難確保計画」の作成や、計画に基づいた訓練の実

施等が位置付けられた。

内閣府では、避難促進施設の避難確保計画の作成を支援するため、平成28年に「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の手引き」を作成し公表している。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/kazan/tebikisakusei/index.html>)

また、令和元年度からは各避難促進施設における避難確保計画の作成を促すため、種類や状況の異なる集客施設等をモデル施設として都道府県や市町村等を交えて避難確保計画を協働で検討し、避難確保計画の作成に当たっての具体的な課題と解決策を「集客施設等における噴火時等の避難確保計画作成の取組事例集」として取りまとめ公表した(図表2-6-1)。

(参照：<http://www.bousai.go.jp/kazan/tebikisakusei/kakuhokeikaku/index.html>)

図表2-6-1 取組事例集



## 2-7 病院船の活用に関する調査・検討

病院船(災害時等において船内で医療行為を行うことを主要な機能とする船舶をいう。以下同じ。)に関しては、東日本大震災後の平成23年度及び平成24年度に内閣府が行った調査・検討において、主な課題として、①建造等に要する莫大な費用、②医療スタッフ等の確保の困難さ、③平時の活用の可能性の低さが指摘されるとともに、既存船舶を活用した実証訓練を行うことも有効な方策の一つと整理された。これを踏まえ、平成25年度以降、内閣府では、既存船舶を活用した災害医療活動に係る実証訓練を実施してきた。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策(令和2年4月7日閣議決定)において、医療提供の場の確保のための病院船の活用を検討を行うこととされたことを踏まえ、第一次補正予算を活用し、内閣府、厚生労働省、防衛省及び国土交通省がそれぞれの専門性を活かしつつ、連携して、病院船の活用について調査・検討を行った。

具体的には、厚生労働省においては、災害医療や感染症対応における病院船の位置付け、求められる機能と必要な設備、患者の搬入・搬出方法について、防衛省においては、艦艇を含む諸外国軍隊の感染症対応能力について、国土交通省においては、病院船の船内システムの最適化について、それぞれ調査・検討が行われた。内閣府においては、これら各省の調査・検討の内容を踏まえ、①病院船の果たすべき役割、②災害時の要員の確保、③平時の活用方策を論点として、病院船の必要性の検討を行い、その総括を行った。

こうした調査・検討を経て、令和3年3月30日に、内閣府、厚生労働省、防衛省及び国土交通省が連名で、病院船の活用に関する調査・検討を踏まえた政府の考え方を取りまとめ、公表した。その概要は、以下のとおりである。

南海トラフ地震のような大規模災害発生時には、広域にわたり、膨大な医療ニーズの発生が見込ま



れることから、病院船には、自己完結的に海上で活動できる船舶の特性を活かし、特に陸路が途絶された地域や離島に対して、陸上医療機関を補完することが期待される。

一方、病院船の活用に向けては、①医療従事者の確保、②運航要員の確保、③平時の活用方策という3つの大きな課題がある。

これらの課題が解決していない現状を踏まえ、当面、新たに病院船の建造に着手するのではなく、既存船舶を活用した災害医療活動の具体化に取り組むこととする。

具体的には、

- ・これまで実施してきた訓練を強化するかたちで、自衛隊艦艇の医療用寝台を活用することも想定し、関係府省等が連携して船舶における災害医療活動の初動（要員の参集）から完了（患者の搬出）までの本格的な訓練を実施する
- ・自ら船舶を確保し、災害医療活動を行うことのできる民間主体についても、その動向を把握しながら、連携・支援の方策を検討する

こととする。

その上で、今回の調査・検討で明らかになった課題への対応について、次のとおり検討を行うこととしている。

- ・医療従事者の確保については、今後、新型コロナウイルス感染症の収束の状況を踏まえつつ、医療関係団体との協力関係の構築について具体的な検討を進めるとともに、災害時等の医療提供体制の充実に取り組む
- ・運航要員についても、訓練を通じて必要なスキルと人数を明確にし、災害時に即応できる確保の在り方を検討する
- ・平時の活用方策についても、災害時の即応性や費用対効果に留意するとともに、今後の社会経済情勢の変化を踏まえつつ、引き続き検討する
- ・感染症対応における船舶の活用についても、今回の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、医療従事者の意見を十分に聴きながら、引き続き検討する

政府では、海に囲まれた我が国においては、災害や感染症の発生時等における医療を確保する上で、船舶の活用に対する期待が大きいことから、引き続き、医療関係団体の意見にも十分に耳を傾けながら、災害時や感染症発生時の医療提供体制の充実に取り組むこととしている。

## 【コラム】

## 「東日本大震災から10年～気象庁の主な取組～」

東日本大震災が発生してから本年度で10年を迎える。ここでは、気象庁が震災後行ってきた主な取組として、津波警報と緊急地震速報の改善について紹介する。

## (1) 津波警報の改善

東日本大震災では、福島県相馬で高さ9mを超える非常に高い津波を観測したほか、東北地方から関東地方北部の太平洋側を中心に、北海道から沖縄にかけての沿岸に津波が襲来した。気象庁では、地震に伴う津波が予測される場合、地震発生後3分程度を目途に津波警報等を発表するが、マグニチュード8を超えるような巨大地震では、適切な地震の規模をすぐに把握できないため、当時、マグニチュードを小さく見積もり、津波警報における予想される津波の高さが過小となった。このことを踏まえ、気象庁では、津波からの避難行動に支障を生じることのないよう、マグニチュード8を超えるような巨大地震が発生した可能性がある場合には、その海域における最大級の津波を想定し、津波警報等の第1報では「巨大」や「高い」等の定性的な表現を用いて避難を促し、その後地震の規模が精度よく求められた時点で、予想される津波の高さを数値で発表することとするなどの見直しを行い、平成25年3月より運用を開始した。



東日本大震災を踏まえた津波警報等及び津波の予想高さの表現

情報種類	津波注意報	津波警報	大津波警報		
定性表現	表記しない	高い	巨大		
予想される津波の高さ	1m (0.2 m-1m)	3m (1 m-3m)	5m (3 m-5m)	10m (5 m-10m)	10m超 (10 m-)

## (2) 緊急地震速報の改善

東日本大震災では、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、東日本を中心に北海道から九州地方にかけての広い範囲で震度6強から1を観測した。気象庁では、地震発生後直ちに緊急地震速報を発表したが、マグニチュードを小さく見積もったため、実際より小さな震度を予想した。また、その後、非常に活発な地震活動により同時に複数の地震が発生した際、複数の地震の適切な識別及び規模の推定が行えず、震度を過大に予測して発表する事例があった。これらのことを踏まえ、気象庁では、緊急地震速報の技術的な改善に取り組み、同時に複数の地震が発生した際にも精度良くそれぞれの震源を推定することができる手法（IPF法、平成28年12月：従来別々に用いたデータや手法を統合的に用いる手法）や、巨大地震の際にも精度良く震度予想ができる手法（PLUM法、平成30年3月：周辺の揺れの観測値から震度を予想する手法）を導入し、緊急地震速報の精度向上を図った。

## 第3節 発生が危惧される災害への対応

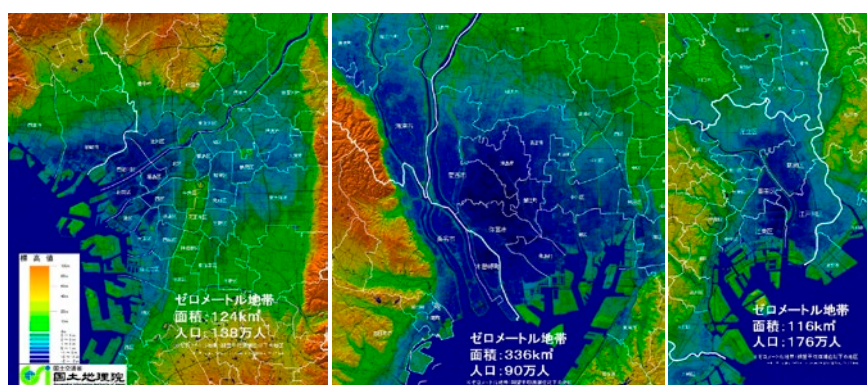
### 3-1 首都圏等における洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難の検討

近年の地球温暖化により、台風の激化等が懸念され、今後、大規模広域避難が必要となる大規模水害が発生するおそれが予測されている。また、我が国の三大都市圏には「ゼロメートル地帯」が広く存在しており、堤防の決壊等により大規模水害が発生した場合には、多数の住民が避難することによる大混雑の発生や、逃げ遅れによる多数の孤立者の発生が予想されている（図表3-1-1）。

このことから、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において、三大都市圏における洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討が行われ、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられた。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/kozuiworking/>）

図表3-1-1 三大都市圏のゼロメートル地帯



出典：国土地理院ホームページより内閣府作成

本報告を踏まえ、内閣府では、大規模水害時の大規模広域避難の実装に向けて、特に行政機関等関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的として、東京都と共同で「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を令和2年6月から令和3年2月まで5回開催し、主に広域避難場所の確保や避難手段の確保・避難誘導について検討を進めた。

（参照：<http://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/suigaiworking.html>）

令和2年度においては、大規模広域避難を円滑に行うための仕組みの制度化について検討を行うため、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等に関するサブワーキンググループ」が令和2年6月から同年12月まで6回開催され、「令和元年台風第19号等を踏まえた避難情報及び広域避難等のあり方について（最終とりまとめ）」が取りまとめられた。令和3年度以降、全国での広域避難の取組を促進するため、広域避難の留意点、検討手順等の基本的な考え方について整理を行い、地方公共団体等に周知していく予定である。

（参照：[http://www.bousai.go.jp/fusuigai/subtyphoonworking/pdf/dai19gou/hinan\\_honbun.pdf](http://www.bousai.go.jp/fusuigai/subtyphoonworking/pdf/dai19gou/hinan_honbun.pdf)）

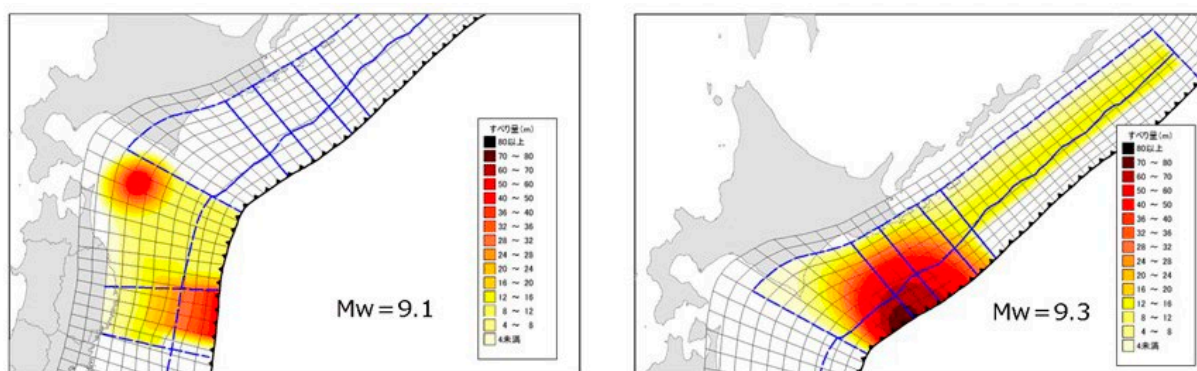
### 3-2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策の検討

日本海溝・千島海溝沿いの海溝型地震に対する防災対策については「日本海溝・千島海溝周辺海溝

型地震防災対策推進基本計画」等に基づき政府全体で重点的に進めてきたところであるが、中央防災会議「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」（平成23年9月28日）を踏まえ、住民等の生命を守ることを最優先とし、とりうる手段を尽くした総合的な津波対策を確立するため、最大クラスの地震・津波を想定した対策の見直しを進めてきている。

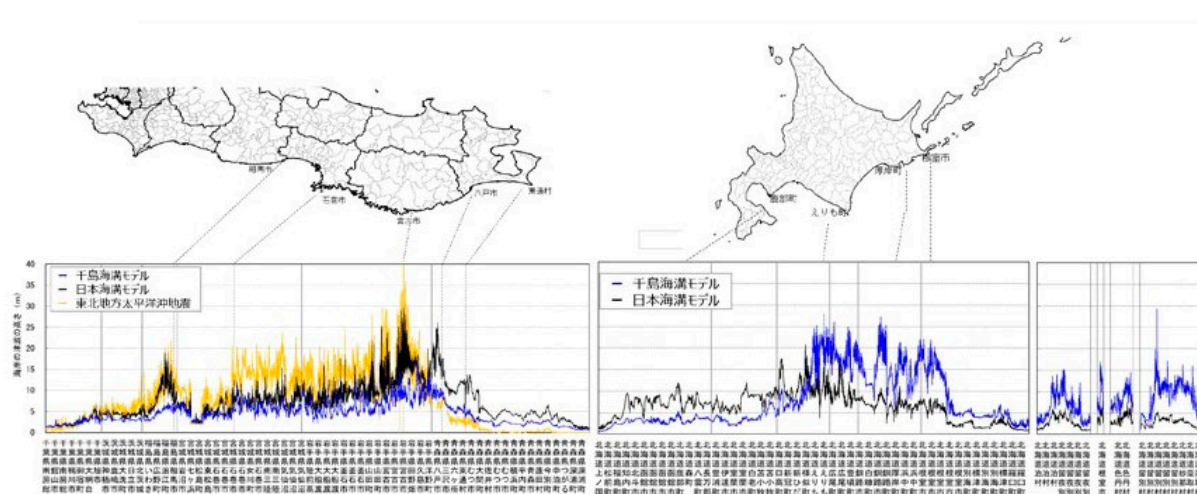
そのため、平成27年2月に理学・工学等の研究者から構成される「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」を内閣府に設置し、過去に発生した津波の痕跡などを幅広く整理及び分析するなどして、科学的知見に基づき考えられうる最大クラスの地震・津波断層モデルの設定や、想定される震度の分布、沿岸での津波の高さの推計等の検討を進めてきた（図表3-2-1、図表3-2-2）。

図表3-2-1 検討した最大クラスの津波断層モデル（左：日本海溝モデル、右：千島海溝モデル）



出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会 概要報告参考図表集  
（参照：[http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/model/index.html](http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/model/index.html)）

図表3-2-2 想定される沿岸津波高



出典：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会 概要報告参考図表集  
（参照：[http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko\\_chishima/model/index.html](http://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/model/index.html)）

これらの最大クラスの地震・津波断層モデルの検討結果を踏まえ被害想定及び被害を軽減するための防災対策等の検討を行うため、令和2年4月に中央防災会議防災対策実行会議の下に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置した。

ワーキンググループでは、国として実施すべき各種の防災・減災対策を立案し、施策を推進してい

くために、まず、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震で想定される津波や揺れによって生じる人的な被害や、建物の被害、水道・電気・ガス等のライフライン、道路・鉄道等の交通施設等の被害の様相及び定量的な被害量を検討することとしている。その後、被害の様相等を踏まえて、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が生じた際の課題等を整理し、巨大地震対策の基本的な考え方を検討することとしている。特に、日本海溝・千島海溝沿いで冬季に地震が発生した場合は、積雪寒冷地特有の被害が想定されるため、これも考慮に入れ、検討を進めているところである。

## 第4節 国際防災協力

我が国は、災害の経験、知識や、防災の施策を多く蓄積しており、これらを共有することにより、防災分野で世界の議論をけん引し、世界各国における防災の取組に貢献している。特に、平成27年3月に第3回国連防災世界会議を仙台市で開催したことを踏まえ、そこで採択された「仙台防災枠組2015－2030」（以下「仙台防災枠組」という。）の実施において、主導的な役割を果たすことが世界各国から期待されている。このため、内閣府（防災担当）や外務省においては、国連などの国際機関を通じた防災協力、二国間等防災協力を積極的に推進している。

### 4-1 国連などの国際機関を通じた防災協力

#### (1) 国連防災機関（UNDRR）を通じた防災協力

仙台防災枠組を推進するため、同枠組の実施に係るモニタリング、調整、各地域や国の支援等を行っている国連防災機関（UNDRR）の活動を支援するため、令和2年度においては、外務省と内閣府が合わせて約620万ドル（約6億8,000万円）を拠出している。

UNDRRは、令和2年11月にオンラインでドナーミーティングを開催し、2020年のUNDRRの活動実績を説明した。そこでは、「仙台防災枠組」に設定されているターゲットE（国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす）の実施状況やCOVID-19の観点をUNDRRの戦略に追加したこと、COVID-19の教訓を世界各国・関係機関と早期に共有したこと、「仙台防災枠組」、「パリ協定」、「SDGs（持続可能な開発目標）」の連携を強化するためにUNFCCC（国連気候変動枠組条約）及びUNDP（国連開発計画）とパートナーシップを結んだことなどを報告した。

#### (2) 国際復興支援プラットフォーム（IRP：International Recovery Platform）

国際復興支援プラットフォーム（IRP）は、平成17年に兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組」を受けて、円滑な復興を支援するためのネットワークと兵庫行動枠組の充実を図ること、復興に関する教訓の発信や復興に向けた共通手法・仕組みを開発すること、復興計画・構想策定に助言や支援を行うことなどを目的として、同年3月に兵庫県神戸市に設立された。仙台防災枠組において、IRPは「より良い復興（ビルド・バック・ベター）」を推進するための国際的なメカニズムの一つとして、その強化がうたわれている。日本政府（内閣府）は運営委員会共同議長としてその発展の基盤づくりに貢献するとともに、IRPの活動を支援している。

令和2年度の国際復興フォーラムは、令和3年1月22日に神戸での現地開催に加え、オンラインも交えて開催され、「複合災害からの復興：自然災害とCOVID-19パンデミックへの取組とより良い復興のための実践と教訓」をテーマに、井戸兵庫県知事、河田人と未来防災センター長を始め、49か国から340名が参加した。本フォーラムでは、ガバナンス、計画立案、資金調達、包摂などの主要分野に関し、過去の復興の経験から学んだ教訓をどのようにして現在の新型コロナウイルス感染症の影響下での復興に活かしていけるかについて議論が交わされた。



国際復興フォーラムの様子

### (3) アジア太平洋経済協力（A P E C）の活動を通じた防災協力

令和2年7月21日、第16回A P E C緊急事態の備え作業部会（E P W G）会議がオンラインで開催された。E P W GはA P E Cにおける新型コロナウイルス感染症対策の情報共有を主導しており、A P E C加盟エコノミーにおける新型コロナウイルス感染症対策に関する調査を実施している。本会議においても主要テーマの一つとして掲げられ、我が国から出席したアジア防災センターは、日本及び同センターメンバー国の支援策やツールの事例を報告した。

### (4) アジア防災センター（A D R C）との共同活動を通じた防災協力

アジア防災センター（A D R C：Asian Disaster Reduction Center）は、災害教訓をアジア地域と共有するため、平成10年に兵庫県神戸市に設立されたものであり、令和2年3月現在、アジアの31か国が加盟している。A D R Cは、災害情報の共有、加盟国の人材育成、コミュニティの防災力向上、メンバー国、国際機関、地域機関、NGOとの連携の4つの柱を軸に活動を行っている。加盟国から客員研究員を招聘しており（令和3年3月現在で累計117名）、防災政策の研究等を通じて加盟国の防災政策の企画立案に貢献する人材を育成している。また、各国の防災体制や最新災害情報等の収集及びホームページ上での提供、災害発生時の衛星観測による被災情報の提供等の活動も行っている。

内閣府はA D R Cとの共催により、アジア防災会議（A C D R：Asian Conference on Disaster Reduction）を開催し、加盟国や国際機関等からの参加を得て、アジアにおける防災・減災の課題に関する情報共有、意見交換、連携促進等を行っている。第16回目の同会議は、「頻発化、激甚化する災害リスクの課題と防災・減災対策」や、「コロナ禍における防災・減災対策」をテーマに、令和2年10月20日～10月22日の期間にオンラインにより開催された。加盟国（31か国中22か国）を始め、UNDRR、J I C Aなどの国際機関から244名が参加した同会議では、各国における防災戦略等を始め、仙台防災枠組の取組状況などについて情報共有や意見交換がなされた。我が国からは小此木内閣府特命担当大臣（防災）と赤澤内閣府副大臣がそれぞれ開会挨拶と閉会挨拶をビデオメッセージで行った。また、日本からは環境省が「頻発化、激甚化する災害リスクの課題と防災・減災対策」のセッションで発表を行った。



アジア防災会議の様子

## 4-2 二国間等防災協力

内閣府は、国際機関を通じた取組に加え、海外からの防災を担当する閣僚級の訪問等の機会を通じて、防災政策の経験を共有するなど、世界各国の政府における防災担当部局との連携を深めている。

米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）とは、平成26年12月に締結された協力覚書に基づき、毎年作業計画を締結し、国際会議やビデオ会議等を通じて情報共有や意見交換を実施している。令和2年は12月にビデオ会議を開催し、①新型コロナウイルス感染症の影響下における避難の在り方、②新型コロナウイルス感染症の影響下における災害用物資の支援と備蓄、③新型コロナウイルス感染症の影響下における課題等について情報交換を行った。

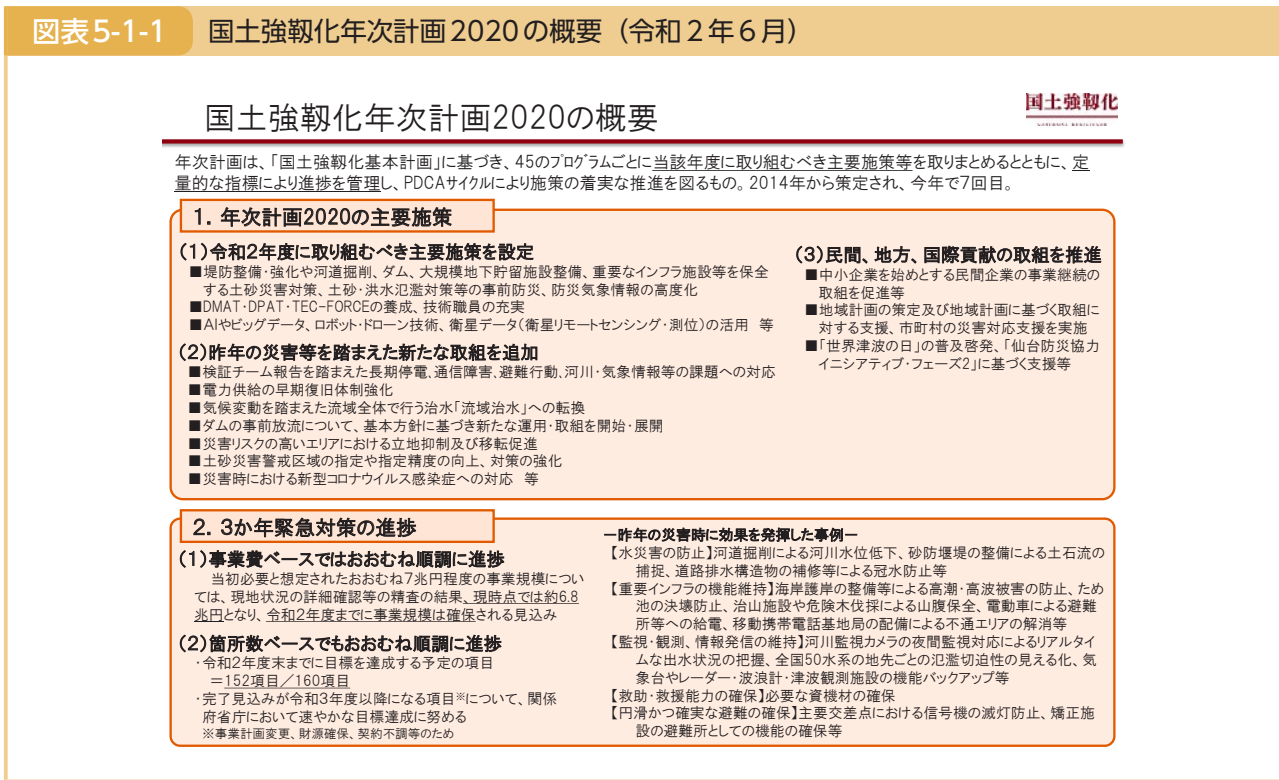
## 第5節 国土強靱化の推進のための取組

### 5-1 国土強靱化年次計画2020

政府は、「国土強靱化年次計画2020」（以下「年次計画2020」という。）を令和2年6月18日に決定した。年次計画2020では、ハード・ソフト、新技術の活用などの従来の施策に加え、新たに、①令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風に係る政府検証チーム報告を踏まえた長期停電、通信障害等の課題への対応、②気候変動を踏まえた流域全体で行う「流域治水」、③ダムの事前放流、④災害時における新型コロナウイルス感染症への対応等を盛り込んだ。また、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（平成30年12月14日閣議決定）のフォローアップを行い、概ね7兆円程度の事業規模に対し、最終年度までに事業費が予定どおり確保される見込みであること、全体160項目のうち95%が令和2年度に完了する見込みであり、おおむね順調に進捗していること、令和元年の台風災害等において、①浸水被害の防止、②重要インフラの機能維持、③監視・観測や情報発信の維持、④救助・救援能力の確保、⑤円滑かつ確実な避難の実施、等の点で効果を発揮した事例を確認した（図表5-1-1）。

また、年次計画2020を踏まえ、「ナショナル・レジリエンス（防災・減災）懇談会」（座長：藤井聡 京都大学教授）において、国土強靱化基本計画を推進する上で重要な政策課題として「風土・自然条件に適う国土強靱化」「人とコミュニティのレジリエンス」をテーマに、その解決に向け議論を重ねた。

図表5-1-1 国土強靱化年次計画2020の概要（令和2年6月）



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ  
 (参照：[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/pdf/nenjikeikaku2020\\_01.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/nenjikeikaku2020_01.pdf))

## 5-2 国土強靱化関係予算及び国土強靱化に資する税制改正

令和2年度第3次補正予算においては、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（以下、「5か年加速化対策」という。）の初年度分の経費として、国費約2.0兆円（そのうち、公共事業関係費約1.7兆円）を計上するとともに、その他、国土強靱化基本計画に基づき、国土強靱化の取組を着実に推進するための緊要な経費について、国費約0.3兆円（そのうち、公共事業関係費約0.1兆円）を計上している。また、令和3年度当初予算においては、国費約4.4兆円の国土強靱化関係予算を計上している（特集第3部第1節 57～59頁参照）。

また、国土強靱化に資する税制についても、関係省庁と連携し、更なる充実を図ってきており、令和3年度の税制改正事項については、新設3件、拡充1件を含む11項目を取りまとめ、公表した。

## 5-3 国土強靱化地域計画の策定支援

国土強靱化を効果的に進めるためには、地方公共団体を中心とした地域の強靱化の推進が極めて重要である。地方公共団体においては、国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」という。）の策定が進められており、令和3年4月1日時点において、47都道府県1,380市区町村が策定を終え、340市区町村が地域計画の策定に向けて取り組んでいる（図表5-3-1）。地方公共団体が地域計画を策定するに当たっては、政府において、国の職員による説明会等を行うとともに、地方公共団体が地域計画に基づき実施する取組について、関係府省庁所管の46の交付金・補助金による支援を実施した。また、交付金・補助金による支援については、地域計画の策定、地域の国土強靱化の取組を一層促進するため、令和3年度も引き続き更に充実を図ることとした。



図表5-3-1 国土強靱化地域計画の策定状況

都道府県名	策定済	
	団体数	団体名
北海道	169	北海道、札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、苫小牧市、稚内市、美瑛市、芦別市、江別市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、釧路市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、深川市、高良野市、釧路市、高良野市、釧路市、北広島市、石狩市、北斗市、新篠津村、松前町、福島町、知内町、七飯町、鹿部町、森町、八雲町、長万町、江差町、上川町、厚沢部町、乙部町、奥尻町、今金町、せたな町、島牧町、寿都町、黒松内町、釧路町、二七町、真狩町、留寿村、喜茂別町、奈井川町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、古平町、仁木町、余市町、赤井川村、南幌町、奈井川町、上砂川町、由仁町、長沼町、東山町、月形町、浦臼町、新十津川町、秩父別町、雨竜町、北竜町、沼田町、鷹栖町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、上高良野町、中富良野町、南富良野町、占冠町、和寒町、剣淵町、下川町、美瑛町、音威子府村、中川町、幌加内町、増毛町、小平町、吉前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町、豊浦町、杜鰐町、白老町、厚真町、洞爺湖町、安平町、白高町、平取町、新冠町、浦河町、様似町、えりも町、新ひだか町、士幌町、上士幌町、新得町、清水町、舞臺町、中札内町、更別村、大樹町、広尾町、池田町、豊頃町、足寄町、陸別町、浦幌町、網走町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
青森県	39	青森県、青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、三沢市、むつ市、つがる市、平川市、平内町、今別町、蓬田村、外ヶ浜町、鰹ヶ沢町、深浦町、西目屋村、藤崎町、大野町、田舎館村、板柳町、鶴岡町、中泊町、野辺地町、横浜町、東北町、六ヶ所村、おいらせ町、大間町、東通村、風間浦村、佐井村、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村
岩手県	31	岩手県、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、八幡平市、奥州市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町、西和賀町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、山田町、岩泉町、田野畑村、野田村、野田村、九戸村、洋野町、一戸町
宮城県	26	宮城県、仙台市、石巻市、白石市、名取市、多賀城市、岩沼市、東原市、大崎市、富谷市、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亶理町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大衡村、色麻町、加美町、美里町、女川町、南三陸町
秋田県	20	秋田県、秋田市、能代市、横手市、大館市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、大仙市、北秋田町、大仙町、にかほ市、仙北市、小坂町、三種町、八峰町、五城目町、美郷町、羽後町、東成瀬町
山形県	31	山形県、山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、東根市、尾花沢市、南陽市、山辺町、朝日町、大石町、金山町、最上町、舟形町、寒川町、大蔵村、鮎川村、戸沢村、川西町、川西町、白鷹町、飯豊町、三川町、庄内町、遊佐町
福島県	53	福島県、福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、喜多方市、相馬市、二本松市、田村市、南相馬市、伊達市、桑折町、国見町、川俣町、大玉村、鏡石町、天栄村、下郷町、楳崎村、只見町、南会津町、西会津町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮎川村、石川町、玉川村、平田村、津川町、三春町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、双葉町、浪江町、葛尾村、新地町、飯館村
茨城県	35	茨城県、日立市、土浦市、古河市、石岡市、龍ヶ崎町、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、水戸市、春日部市、鹿嶋市、行方市、笠間市、つくばみらい市、小泉町、水戸市、茨城町、大洗町、豊海村、大子町、妻浦村、貝島町、吾妻町、横町、横手町、鹿嶋市、新郷町、高萩町、高萩町、那珂川町
栃木県	25	栃木県、宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、茂木町、貝島町、芳賀町、壬生町、野木町、塩谷町、高根沢町、那珂川町
群馬県	12	群馬県、前橋市、高崎市、桐生市、館林市、渋川市、藤岡市、榛東町、下仁田町、甘楽町、玉村町、千代田町
埼玉県	19	埼玉県、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、本庄市、春日部市、羽生市、鴻巣市、戸田市、志木市、三郷市、三芳町、横瀬町、美里町、神川町、上里町
千葉県	48	千葉県、千葉市、船橋市、木更津市、野田市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、習志野市、柏市、勝浦市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鴨川市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、浦安市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、白井市、富里市、南房総市、匝瑺市、香取市、山武市、酒々井町、栄町、神崎町、多古町、東庄町、芝山町、横芝光町、一宮町、睦沢町、長井村、白子町、長井町、香取町、多古町、御宿町、新郷町、新郷町
東京都	17	東京都、港区、新宿区、台東区、台東区、世田谷区、中野区、荒川区、足立区、江東区、八王子市、三鷹市、調布市、東村山市、武蔵村山市、新島村、神津島村
神奈川県	8	神奈川県、横浜市、川崎市、横浜町、藤沢市、厚木市、海老名市、松田町
新潟県	24	新潟県、新潟市、長岡市、三条市、柏崎町、新発田市、加茂市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、佐渡市、魚沼市、胎内市、聖籠町、弥彦町、阿賀町、出雲崎町、関川村、粟島浦村
富山県	12	富山県、富山市、魚津市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、南砺市、射水市、上野市、入善町、朝日町
石川県	19	石川県、金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、野々市市、川北町、津幡町、内灘町、志賀町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登町
福井県	15	福井県、福井市、越前市、小浜市、大野市、鯖江市、越前町、坂井市、池田町、南越前町、越前町、高浜町、高浜町、おおい町、越前町
山梨県	21	山梨県、甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、大月市、墨場町、南アルプス市、北杜市、富士町、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町、富士川町、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	46	長野県、松本市、小諸市、小樽市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、飯山市、長野市、佐久市、千曲市、野沢町、小海町、川上村、佐久穂町、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、小川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、高木村、豊丘村、大庭村、南木曾町、木祖村、王滝村、大桑村、木曾町、麻績村、筑北村、高山村、山ノ内町、木島平村、小川村
岐阜県	40	岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、海津市、笠加町、美老町、神戸町、輪之内町、掛妻町、大野町、池田町、北方町、北祝町、七色町、川辺町、八百津町、白川町、御嵩町、白川村
静岡県	32	静岡県、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎町、藤川町、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、清水町、長泉町、小山町、森町
愛知県	54	愛知県、名古屋市長、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、福河市、新城市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、白子市、田原市、愛西市、清須市、弥富市、みよし市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、紫雲町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、幸田町、設楽町、東栄町、豊根村
三重県	30	三重県、津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、名張市、尾鷲市、亀山市、鳥羽市、照野市、いなべ市、志摩市、伊賀市、木曾岬町、東員町、菟野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町、紀宝町
滋賀県	20	滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市、米原市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町
京都府	27	京都府、京都市、福知山市、舞鶴市、綾部市、宇治市、宮津市、亀岡市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、京丹後市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、井手町、宇治田原町、笠置町、和束町、精華町、南城市、京丹波町、伊根町、与謝野町
大阪府	41	大阪府、大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、大野町、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、豊能町、能勢町、田尻町、八尾町、河南町、守口市、津守村
兵庫県	42	兵庫県、神戸市、姫路市、三木市、丹波市、南あわじ市、朝来市、淡路市、加東市、たつの市、稲美町、播磨町、三川町、福崎町、大寺町、上郡町、三好町、香美町、新温泉町
奈良県	40	奈良県、奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五条市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、山添村、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、曾根村、御杖村、高取町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村
和歌山県	31	和歌山県、和歌山市、海南市、橋本町、有田町、御坊市、田辺市、新宮市、紀の川市、岩出市、紀美野町、かつらぎ町、九度山町、高野町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高町、由良町、白川町、白浜町、上富田町、すまい町、那智勝浦町、太田町、古座川町、北山村、津本町
鳥取県	20	鳥取県、鳥取市、倉吉市、倉吉市、境港市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、日吉津村、大山町、南郷町、伯耆町、日南町、日野町、江府町
島根県	20	島根県、松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町
岡山県	21	岡山県、岡山市、倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、美作市、津久市、里庄町、矢掛町、鏡野町、勝央町、奈義町、久米南町、美咲町
広島県	20	広島県、広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、三次市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、黒野町、坂町、安芸太田町、北広島町、世羅町、神石町、福山市
山口県	12	山口県、下関市、宇布市、山口市、萩市、下松市、長門市、柳井市、周南市、周南市、上関町、平生町、阿武町
徳島県	25	徳島県、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町、つるぎ町、東みよし町
香川県	18	香川県、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、直島町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
愛媛県	21	愛媛県、松山市、今治市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、低部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町
高知県	32	高知県、高知市、室戸市、安芸市、土佐市、須崎市、宿毛市、土佐清水市、四万十市、香南市、香美市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村、本山町、大豊町、大川村、いの町、仁深川町、中土佐町、佐川町、越知町、横原町、日高村、津野町、大月町、三原村、黒潮町
福岡県	20	福岡県、北九州市、福岡市、大牟田市、直方市、田川市、柳川市、八女市、春日市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、那珂川市、芦屋町、遠賀町、鞍手町、広川町、福智町、刈田町
佐賀県	21	佐賀県、佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、玄海町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町
長崎県	21	長崎県、長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、時津町、東彼杵町、波佐見町、小値賀町、佐々町、新上五島町
熊本県	45	熊本県、熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、宇佐市、合志市、美里町、玉東町、南関町、長洲町、和水町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、御船町、高島町、益城町、甲佐町、山都町、水川町、芦北町、津奈木町、錦町、多良木町、蒲池町、水上村、相良村、五木村、山江村、あさぎ町、等北町
大分県	19	大分県、大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、国東市、姫島村、日出町、九重町、玖珠町
宮崎県	27	宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、日向市、串間市、西郷市、えびの市、三股町、高原町、国富町、綾町、高鍋町、新富町、西米良村、木城町、川南町、都農町、門川町、隼鷹村、榑葉村、栗郷町、日之影町、五ヶ瀬町
鹿児島県	44	鹿児島県、鹿児島市、鹿屋市、枕崎町、阿久根市、出水市、指宿市、西表市、垂水市、薩摩川内市、日置市、曾於市、霧島市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、奄美市、南九州市、伊佐市、姶良市、三島村、十島村、さつま町、真島町、湧水町、大崎町、東串良町、錦江町、南大隅町、肝付町、中種子町、南種子町、屋久島町、大和村、宇検村、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知多町、与論町
沖縄県	14	沖縄県、那覇市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、宮古島市、宜野座村、金武町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、要国村
合計	1,427	

出典：内閣官房国土強靱化推進室資料

## 5-4 国土強靱化に関する民間の取組促進及び国民意識の醸成

政府は、国土強靱化に資する民間企業等の取組を促進するため、平成28年度より、事業継続に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組みを運用している。さらに、大規模自然災害等に際しては、個々の企業等の自助のみならず、社会全体での共助を最大限機能させることが重要であることから、「国土強靱化貢献団体」のうち、社会貢献に積極的に取

り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体（+共助）」として認証する仕組みを平成30年度に追加しており、令和3年3月末までに、計213団体（うち「+共助」は130団体）が認証されている。また、民間企業等の国土強靱化に関する先導的な取組については、毎年「国土強靱化に資する民間の取組事例集」を取りまとめ、ホームページやSNSで紹介するなど、先導的取組の浸透を図っている。

さらに、防災・減災に関心を持つ市民の方を対象に、気付きと活動、交流を広げていく機会として「国土強靱化ワークショップ」を開催しており、令和2年度においては、東京都で2回、仙台市及び福岡市において各1回の計4回開催した。令和3年1月には、政府広報と連携し、オンラインシンポジウム「気候変動に備える国土強靱化」を開催し、アーカイブを配信するなど、国土強靱化に関する国民意識の醸成を図っているところである。

<p><b>【「国土強靱化貢献団体」認証制度】</b> 事業継続に積極的に取り組む企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組みを平成28年度に創設。 また、同団体のうち社会貢献に取り組む企業等を（+共助）とする仕組みを追加。 ☆認証団体：213団体（うち+共助130団体）</p>  <p>レジリエンス認証 事業継続 レジリエンス認証 事業継続および社会貢献</p>	<p><b>【国土強靱化に資する民間の取組事例集】</b> これから国土強靱化に関する取組を行う方々の参考として、平成26年度より先導的な取組を収集し、毎年度、冊子やホームページで公表。 (累計639事例)</p>  <p>国土強靱化 民間の取組事例集</p>	<p><b>【政府広報オンラインシンポジウム】</b> <b>「気候変動に備える国土強靱化」(R3.1.26)</b> 全国へライブ配信。小此木大臣、赤澤副大臣からのビデオメッセージの他、内閣官房からの施策説明、京都大学藤井聡教授による基調講演、有識者5名によるパネルディスカッションを実施。</p>  <p>パネルディスカッション：国土強靱化の更なる推進</p>
---	---	--

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ  
(参照：[http://stg.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo\\_kyoujinka/](http://stg.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/))

## 第2章

# 原子力災害に係る施策の取組状況

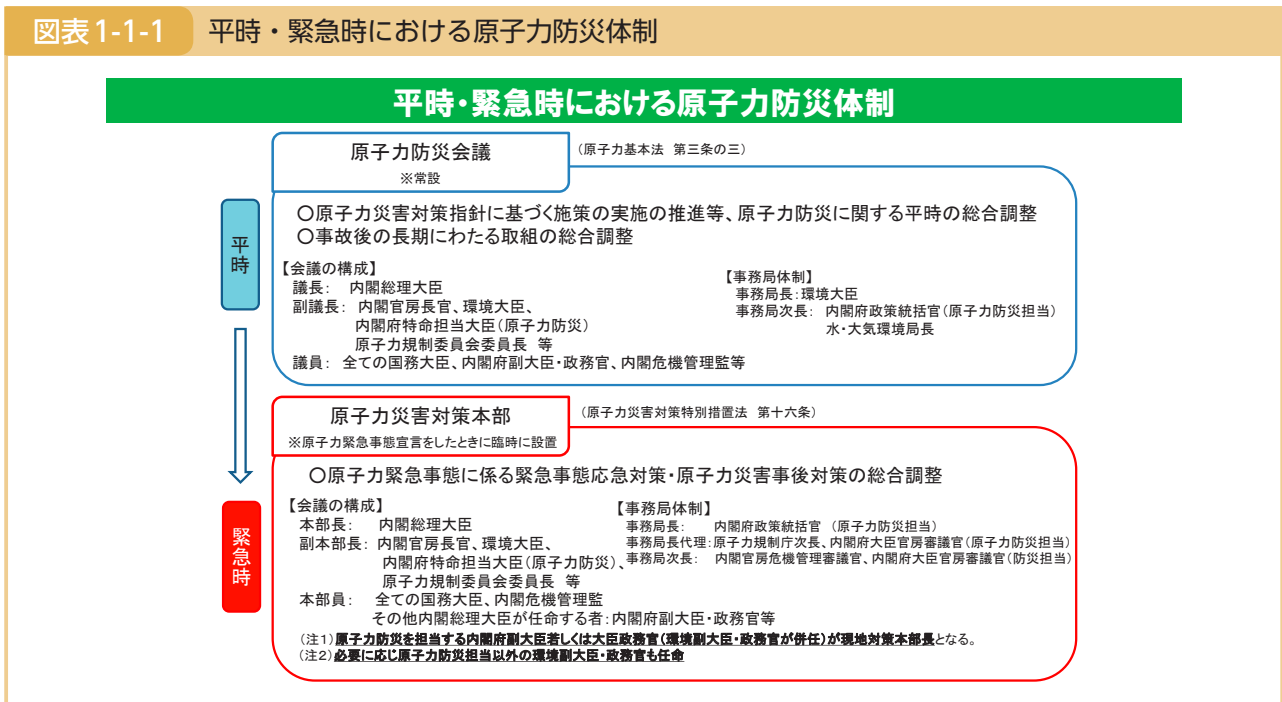
### 第1節

## 原子力防災体制について

### 1-1 平時の原子力防災体制

原子力災害対策に係る施策は、万が一の被害が甚大かつ広範囲にわたるため、政府全体が一体的に取り組み、これを推進することが必要である。このため、平時から政府全体の原子力防災対策を推進するための機関として、内閣に「原子力防災会議」が設置されている。同会議の主な役割は、内閣府を始めとする関係省庁と関係地方公共団体等が参加する各地域の地域原子力防災協議会において、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認した地域の緊急時対応について、了承することである。この原子力防災会議の議長には内閣総理大臣、副議長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を、議員には全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている（図表1-1-1）。

図表1-1-1 平時・緊急時における原子力防災体制



出典：内閣府資料

### 1-2 緊急時の原子力防災体制

万が一大量の放射性物質等の放出により原子力緊急事態が発生した場合は、「原子力災害対策本部」が設置される。同本部の主な役割は、実際の現場や被害の状況を把握し、その状況に即した緊急事態応急対策等を的確かつ迅速に実施するため、国の関係機関や地方公共団体等との総合調整等を行うことである。また、同本部の本部長には内閣総理大臣、副本部長には内閣官房長官、環境大臣、内閣府特命担当大臣（原子力防災）及び原子力規制委員会委員長等を、本部長には全ての国務大臣及び内閣危機管理監等を充てている（図表1-1-1）。

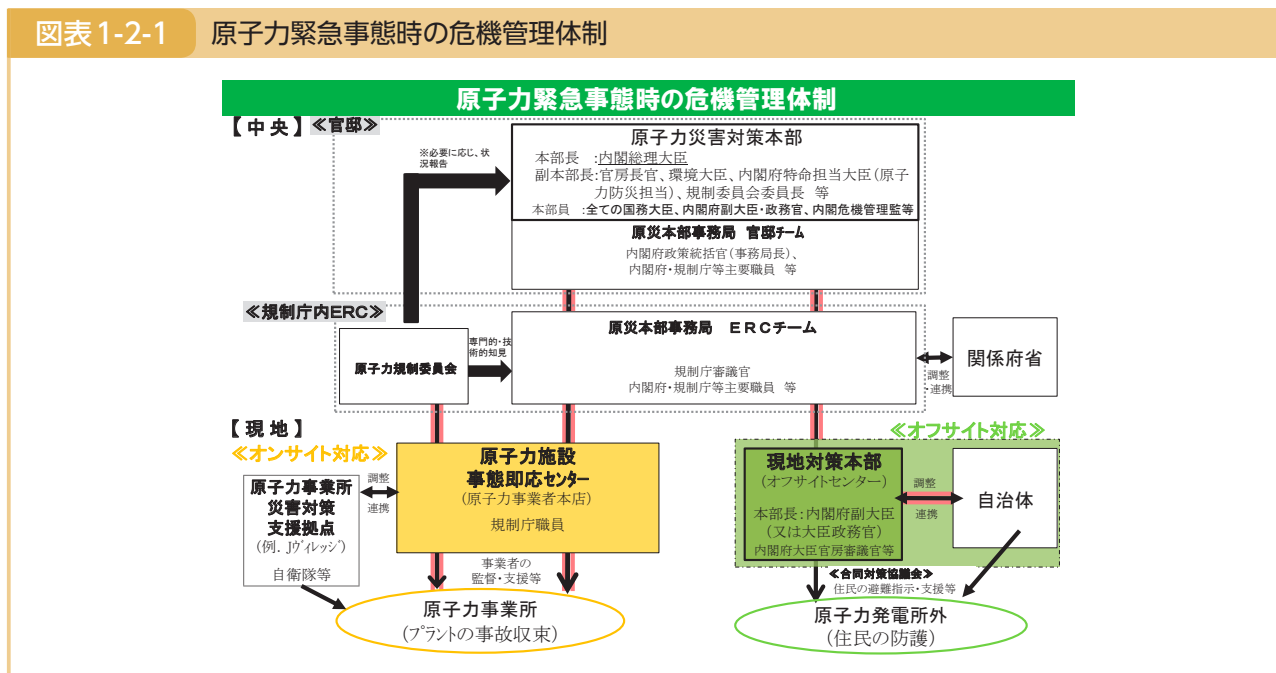
同本部における役割分担については、技術的・専門的事項の判断は、原子力規制委員会が一義的に

担い、原子力施設への対応に必要な機材調達や施設外（オフサイト）対応全般は、本部長（内閣総理大臣）指示に基づき、関係省庁が対応することとなっている。同本部の事務局は、平成26年10月14日に発足した内閣府政策統括官（原子力防災担当）が担うこととなる。

また、複合災害時に関しては、平成27年7月に防災基本計画を修正し、自然災害に対応する「緊急災害対策本部」と原子力災害に対応する「原子力災害対策本部」の両本部が一元的に情報収集、意思決定、指示・調整を行うことができる連携体制を整えることとし、複合災害発生時の体制を強化している（図表1-2-1、図表1-2-2）。

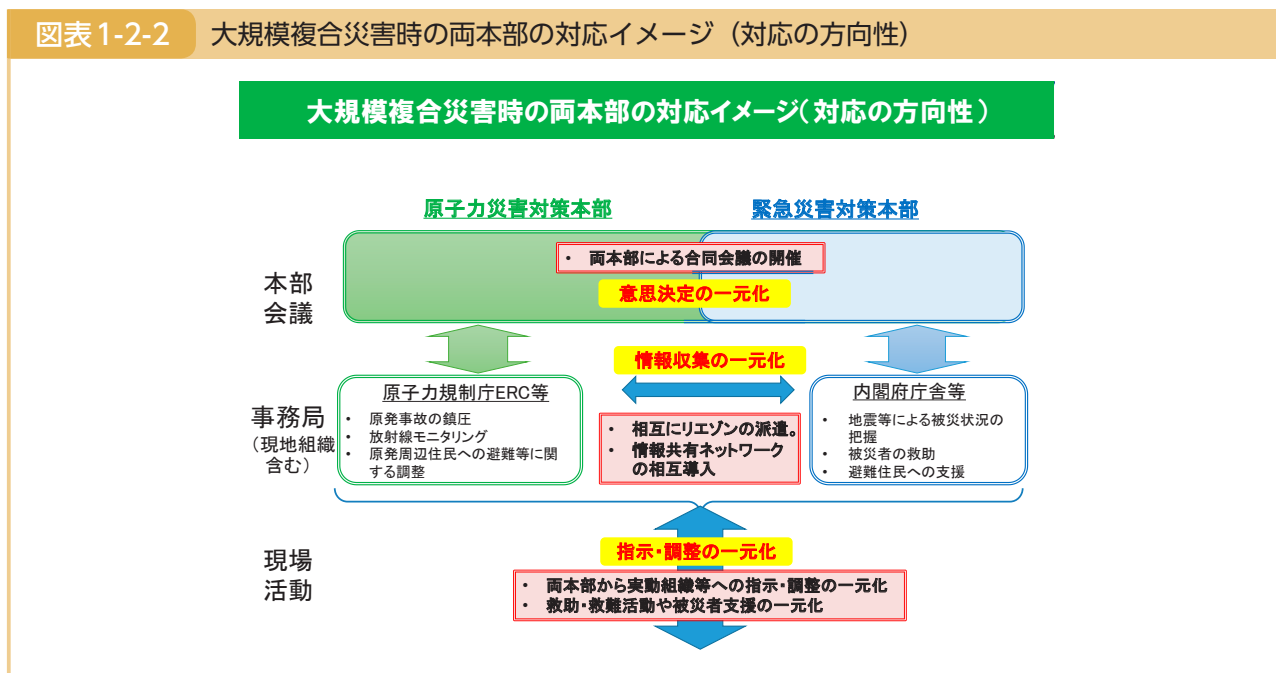
なお、令和3年2月上旬に実施を予定していた「令和2年度原子力総合防災訓練」については、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出等を踏まえ、令和2年度内の実施を見送った。

図表1-2-1 原子力緊急事態時の危機管理体制



出典：内閣府資料

図表1-2-2 大規模複合災害時の両本部の対応イメージ（対応の方向性）



出典：内閣府資料

## 第2節 原子力規制委員会における原子力災害対策

東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、原子力規制行政に対する信頼の確保に向けた取組を継続的に行っていくことが極めて重要である。原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守るという使命を果たすため、「独立した意思決定」、「実効ある行動」、「透明で開かれた組織」、「向上心と責任感」及び「緊急時即応」を組織理念として、様々な政策課題に取り組んでいる。

### 2-1 原子力災害対策に係る取組

原子力規制委員会では、最新の国際的知見を積極的に取り入れる等、防災計画の立案に使用する判断基準等が常に最適なものになるよう原子力災害対策指針の充実を図っている。令和元年度第75回原子力規制委員会（令和2年3月30日）において了承された原子力事業者が緊急事態区分に該当する状況にあるか否かを判断する緊急時活動レベル（EAL）の見直しの今後の進め方を踏まえ、特定重大事故等対処施設等に係る「緊急時活動レベルの見直し等への対応に係る会合」を計3回開催し、原子力事業者と特定重大事故等対処施設や多様性拡張施設を考慮したEALの見直しに係る意見交換を行った。これら会合の結果を踏まえ、令和2年度第35回原子力規制委員会（令和2年10月28日）において同指針、関係規則等の改正を決定した。

原子力災害時における医療体制については、原子力災害拠点病院の指定促進の支援等、原子力災害時における医療体制の着実な整備を進めている。

### 2-2 緊急時対応への取組

令和2年度に原子力規制委員会は、緊急時対応を実施する職員の緊急時対応能力を強化するため、その基盤となる年間の訓練・研修計画を緊急時対応要員に提示するとともに、機能班等ごとの能力向上シートの作成、同シートの人事評価への反映を昨年度に引き続き推進した。これにより各職員の力量管理体制の強化を図った。

また、原子力事業者防災訓練に接続して訓練を実施し、原子力規制庁緊急時対応センター（ERC）プラント班と原子力事業者の原子力施設事態即応センター間のより円滑な情報共有の在り方を追求するなど、緊急時対応能力の向上を図った。

加えて、令和2年度原子力事業者防災訓練報告会において、実用発電用原子炉施設及び核燃料施設等について、事業所ごとに実施された原子力事業者防災訓練に対する評価結果を報告した。また、原子力事業者防災訓練報告会の下に設置した訓練シナリオ開発ワーキンググループにおいて、令和元年度に作成した訓練シナリオに基づき、8原子力事業者で指揮者の判断能力向上のための訓練、8原子力事業者で現場の対応能力向上のための訓練を実施した。また、これらの訓練成果を踏まえて、令和2年度訓練実施方針に基づく訓練シナリオを作成した。

### 2-3 緊急時モニタリングに係る取組

原子力規制委員会は、原子力災害対策指針に基づく実効性のある緊急時モニタリングを行うため、「緊急時モニタリングセンター」を全ての原子力施設立地地域に整備している。各地域の緊急時モニタリングセンターについては、原子力災害時に確実に機能するよう、必要な資機材等の維持管理を行っている。さらに、原子力規制事務所への放射線モニタリング担当職員の配置等により、緊急時モニタリング体制の充実・強化を図っている。

「緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システム」で集約された緊急時モニタリング結果については、これまで「原子力災害対策特別措置法」第10条第1項に基づく通報の段階で原子力規制委

員会のホームページに公表することとしていたが、令和元年度第10回原子力規制委員会（令和元年5月29日）において、緊急時における国民への情報伝達の円滑化に資するよう、平常時から想定値を公表する方針とした。新たに「放射線モニタリング情報共有・公表システム」を開発し、令和3年3月からその運用を開始した。

## 2-4 事故・故障等

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」では原子力事業者等に対し、「放射性同位元素等の規制に関する法律」では許可届出使用者等に対して、発生した事故・故障等を原子力規制委員会に報告することを義務付けており、令和2年度に受けた報告は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づく原子力事業者等から4件、「放射性同位元素等の規制に関する法律」に基づく許可届出使用者等から3件となっている。

## 第3節 地域の原子力防災体制の充実・強化

### 3-1 地域防災計画・避難計画の策定と支援

地方公共団体は、「災害対策基本法」に基づき地域防災計画（原子力災害対策編）（以下「地域防災計画」という。）を作成し、都道府県及び市町村が原子力災害対応においてとるべき基本的な対応を定めることとなっている。

現在、防災基本計画及び原子力災害対策指針に基づき、原子力発電所から概ね30km圏内の関係地方公共団体により地域防災計画が策定されている（図表3-1-1）。地域防災計画は、内容の具体化や充実化が重要であり、避難計画や要配慮者対策の具体化等を進めるに当たって、自治体のみでは解決が困難な対策について、国が積極的に支援することとしている。

図表3-1-1 地域防災計画・避難計画の策定状況（令和3年3月31日現在）

	対象市町村	地域防災計画 策定数	避難計画 策定数
泊地域	13	13	13
東通地域	5	5	5
女川地域	7	7	7
福島地域*	13	13	10
柏崎刈羽地域	9	9	9
東海地域	14	14	5
浜岡地域	11	11	9
志賀地域	9	9	9
福井エリア	23	23	23
島根地域	6	6	6
伊方地域	8	8	8
玄海地域	8	8	8
川内地域	9	9	9
13地域計	135	135	121

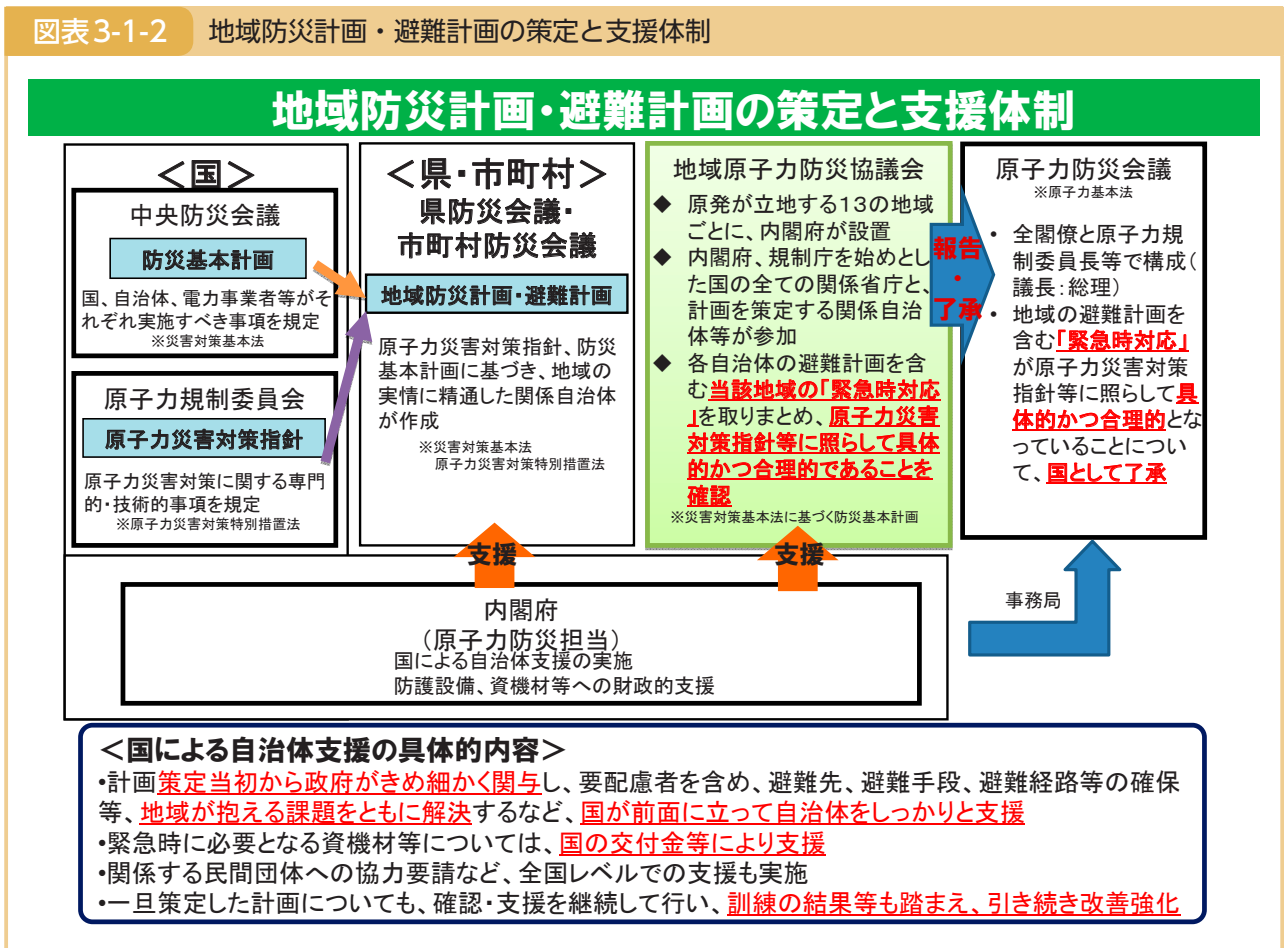
注：\* 福島地域は、特定原子力施設である東京電力福島第一原子力発電所があり、同発電所の周辺地域等が避難指示区域に設定されている事情に留意する必要がある。

出典：内閣府資料

内閣府は、「地域防災計画の充実にに向けた今後の対応」（平成25年9月原子力防災会議決定）に基づき、道府県や市町村が作成する地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化を支援するため、平成27年3月、原子力発電所の所在する地域ごとに課題を解決するためのワーキングチームとして「地域原子力防災協議会」（以下「協議会」という。）を設置し、その下に作業部会を置いた。各地域の作業部会では、避難計画の策定支援や広域調整、国の実動組織の支援等について検討し、国と関係地方公共団体が一体となって地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化に取り組んでいる（図表3-1-2）。

地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域については、避難計画を含む「緊急時対応」を取りまとめ、協議会において、それが原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的なものであることを確認している。また、内閣府は原子力防災会議の了承を求め、協議会における確認結果を原子力防災会議に報告することとしている。「緊急時対応」の確認を行った地域については、「緊急時対応」の具体化・充実化の支援及び緊急時対応の確認（Plan）に加え、協議会において確認した「緊急時対応」に基づき訓練を行い（Do）、訓練結果から反省点を抽出し（Check）、その反省点を踏まえて当該地域における「緊急時対応」の改善を図る（Action）というPDCAサイクルを導入し、継続的に地域の原子力防災体制の充実・強化を図っている。

図表3-1-2 地域防災計画・避難計画の策定と支援体制



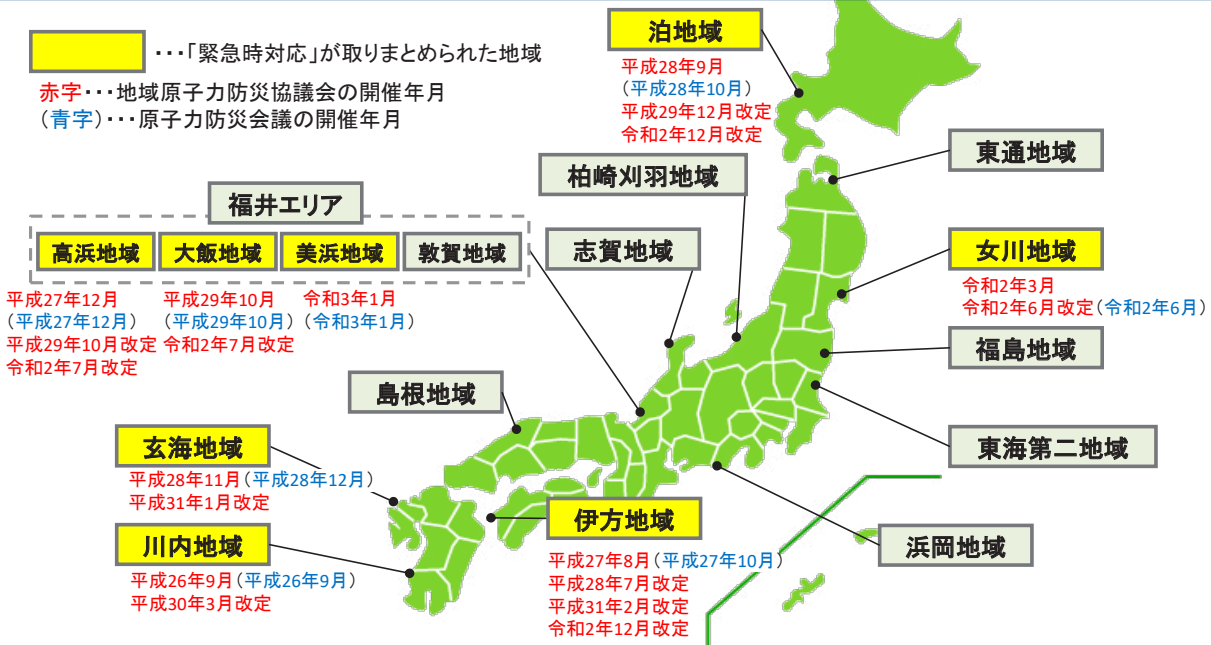
出典：内閣府資料

各地域の「緊急時対応」について、令和2年度には、福井エリア地域原子力防災協議会（第5回）において「美浜地域の緊急時対応」が取りまとめられ、その内容が確認された（図表3-1-3）。

図表3-1-3 「緊急時対応」の取りまとめ状況

## 「緊急時対応」の取りまとめ状況

- これまで、各地域ごとに設置された地域原子力防災協議会において、川内地域、伊方地域、高浜地域、泊地域、玄海地域、大飯地域、女川地域、美浜地域の「緊急時対応」を取りまとめた(8地域)。今後も、各地域の訓練結果から教訓事項を抽出し、「緊急時対応」の更なる充実・強化に取り組む。
- 他の地域についても今後更に自治体との連携を強化し、「緊急時対応」の取りまとめに向け、検討を進めていく。



出典：内閣府資料

なお、福井エリアについては、敦賀、美浜、大飯、高浜の各地域に分科会を設置し、各地域に特化して具体的に解決すべき課題について検討することとしている。

### (1) 女川地域

女川地域については、令和2年3月に女川地域原子力防災協議会（第1回）において「女川地域の緊急時対応」を確認した。また、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下における防護措置の基本的な考え方等を踏まえ、同年6月の女川地域原子力防災協議会（第2回）において「女川地域の緊急時対応」を改定した。

女川地域原子力防災協議会（第1回）において確認した内容及び女川地域原子力防災協議会（第2回）において改訂した内容について、令和2年6月に原子力防災会議において報告及び了承がなされた。

（参照：[https://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/kyougikai/02\\_onagawa.html](https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_onagawa.html)）

### (2) 美浜地域

美浜地域については、福井エリア地域原子力防災協議会の下に設置された美浜地域分科会を平成30年12月から令和2年12月までの間に9回開催し、原子力災害が発生した際の緊急時における対応について検討を実施した。その後、令和3年1月5日に開催された福井エリア地域原子力防災協議会（第5回）において「美浜地域の緊急時対応」を取りまとめた。

（参照：[https://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/kyougikai/02\\_fukui.html](https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_fukui.html)）

「美浜地域の緊急時対応」のポイントとしては、以下の4点が挙げられる。

- ① P A Z（発電所から概ね5 km圏内、848人、350世帯）は、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態で避難等を実施。30km圏外に避難先を確保。



- ②UPZ（発電所から概ね5～30km圏内、約28万人、約11万世帯）は、全面緊急事態で屋内退避を実施。緊急時モニタリングの結果、一定の放射線量以上の区域は一時移転等を実施。UPZ内の約28万人に対応できる避難先を確保。
- ③豪雪時における除雪計画、広報計画の調整等を目的とし、道路管理者、警察、気象台、利用者団体等から構成される情報連絡本部を各府県の国道事務所に設置、対応。
- ④半島部や中山間地域において、自然災害等により住民が孤立した場合は、漁港やヘリポート適地を活用し、海路や空路により一時移転等を実施。避難体制が整うまでは、放射線防護施設を含む屋内退避施設にて屋内退避を実施。

福井エリア地域原子力防災協議会（第5回）では、福井県、滋賀県及び岐阜県より、「原子力防災対策に終わりや完璧はない」との認識の下、関係市町等と連携して、その充実・強化を図る旨表明され、国は、今後も同協議会を通じて支援を行う旨、警察、消防、海上保安庁及び自衛隊の実動組織関係4省庁からは、不測の事態には、関係自治体からの要請により、必要な支援を行う旨表明した。また、関西電力株式会社は、福祉車両の確保、避難退域時検査の要員や機材の提供等、事業者として実施すべきことに確実に対応する旨表明した。以上により、福井県等の関係自治体、関係府省庁等の対応が具体的であるとともに、原子力災害対策指針等に照らし、具体的かつ合理的であることを確認した。

また、令和3年1月8日に開催された原子力防災会議（第11回）において、福井エリア地域原子力防災協議会（第5回）における確認結果の報告及び了承がなされた。

### （3）高浜地域及び大飯地域

高浜地域については平成27年12月に、大飯地域については平成29年10月に、福井エリア地域原子力防災協議会においてそれぞれ「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」を確認し、それぞれ平成27年12月、平成29年10月に、原子力防災会議においてその確認結果の報告及び了承がなされた。その後、「緊急時対応」の実効性の向上を図るため、平成30年8月に大飯発電所及び高浜発電所を対象として国の主導する原子力総合防災訓練を実施した。その上で、平成31年3月に取りまとめた「原子力総合防災訓練実施成果報告書」における訓練の教訓事項等及び新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下における防護措置の基本的な考え方等を踏まえ、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図るため、令和2年7月の福井エリア地域原子力防災協議会（第4回）において「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」を改定した。

（参照：[https://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/kyougikai/02\\_fukui.html](https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_fukui.html)）

「高浜地域の緊急時対応」及び「大飯地域の緊急時対応」の主な改定のポイントとしては、以下の4点が挙げられる。

- ①大飯発電所及び高浜発電所がともに被災した場合における対応の明確化
- ②府県外への避難に係る連携体制の強化
- ③広域的な避難経路確保体制の強化
- ④感染症等の流行下における各種防護措置の具体化

そのほか、一元的な交通規制を行うための調整の場を設置、避難退域時検査場所における渋滞緩和、避難行動要支援者等の避難における対応の強化などの点について改定した。

福井エリア地域原子力防災協議会（第4回）では、福井県、滋賀県及び岐阜県より、輸送手段の確保に向けた取組、半島部や中山間部が孤立した場合の対応、新型コロナウイルスのような感染症が流行した場合の避難先の確保について表明された。国は、高浜地域及び大飯地域の緊急時の対応については、今後も福井エリア地域原子力防災協議会を通じて、訓練の実施、その結果を踏まえたより一層の具体化・充実化を関係自治体と政府が一体となって行っていく旨を表明した。以上により、今回の改定は、平成30年原子力防災訓練の教訓事項等を踏まえ、「緊急時対応」のより一層の具体化・充実化を図ったものであることを確認した。

#### (4) 泊地域及び伊方地域

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下における防護措置の基本的な考え方等を踏まえ、令和2年12月の泊地域原子力防災協議会（第3回）及び伊方地域原子力防災協議会（第4回）において、それぞれ「泊地域の緊急時対応」及び「伊方地域の緊急時対応」を改定した。

（参照：[https://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/kyougikai/02\\_tomari.html](https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_tomari.html)  
[https://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/kyougikai/02\\_ikata.html](https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kyougikai/02_ikata.html)）

### 3-2 その他の関係道府県への支援・取組

#### (1) 安定ヨウ素剤の備蓄・配布

放射性ヨウ素による甲状腺の内部被ばくの予防又は低減をするために服用する安定ヨウ素剤は、P A Z（Precautionary Action Zone：予防的防護措置を準備する区域）・U P Z（Urgent Protective Action Planning Zone：緊急防護措置を準備する区域）内において、国の財政支援の下、地方公共団体が備蓄や事前配布を行っている。U P Z外の住民に対する安定ヨウ素剤については、内閣府が備蓄を行っている。

事前配布では、緊急配布による安定ヨウ素剤の受取の負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定されるU P Z内住民に対し、適切に事前配布の運用が図られるよう地方公共団体を支援している。また、令和2年度には新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、遠隔での対応等を推進するよう地方公共団体に通知した。

#### (2) オフサイトセンターの指定

「原子力災害対策特別措置法」第12条第1項に基づき、内閣総理大臣は、原子力事業所ごとに、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）を指定することとなっている（**図表3-2-1**）。

オフサイトセンターの満たすべき要件は、「原子力災害対策特別措置法」に基づく緊急事態応急対策等拠点施設等に関する内閣府令で定められているが、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえ、平成24年9月に、実用発電用原子炉に係るオフサイトセンターは、その立地場所について、基本的に、5～30km圏内（U P Z内）とする等の改正を行っている。その後、平成29年3月に原子力規制委員会が原子力災害対策指針を改正し、核燃料施設等に係る原子力災害対策重点区域の範囲等について設定を行ったことを踏まえ、令和元年8月に、核燃料施設等に係るオフサイトセンターが満たすべき要件について発電用原子炉施設と基本的に同等の要件に改正した。

なお、女川地域のオフサイトセンターは、旧オフサイトセンターが東日本大震災の津波により被災したことから、仙台市にある消防学校を暫定オフサイトセンターとして使用していたが、新たなオフサイトセンターを女川町内に建設し、令和2年4月に指定した。

図表3-2-1 全国のおフサイトセンター



出典：内閣府資料

### (3) 原子力災害対策の充実に向けて

平成28年3月に開催された原子力関係閣僚会議において、原子力政策に関し、地域の防災を担う地方公共団体の声に応えるために、全国知事会からの要望に対する対応として「原子力災害対策の充実に向けた考え方」を取りまとめた。この考え方を踏まえ、原子力災害対策の充実にについて、政府一体となって対応するため、同年4月に原子力災害対策関係府省会議を開催し、同会議の下に実動部隊の協力（第1分科会）、民間事業者の協力（第2分科会）、拡散計算も含めた情報提供の在り方（第3分科会）の3つのテーマについて分科会を設置することを決定した。各分科会においては、関係府省が連携・協力しつつ、地方公共団体の意見を聴きながら、専門的かつ実務的な検討を行い、その取りまとめ結果を平成29年7月に開催した原子力関係閣僚会議等に報告した（図表3-2-2）。

図表3-2-2 原子力災害対策の充実化に向けた分科会の検討結果のポイント

## 原子力災害対策の充実化に向けた分科会の検討結果のポイント

全国知事会からの提言については「原子力災害対策充実に向けた考え方」（平成28年3月11日 原子力関係閣僚会議決定）に加え、新たに以下の事項について整理を行った。

### 1. 実動組織の協力

#### ①各実動組織における**具体的な活動例を提示し、地域ごとの緊急時対応にあらかじめ明記**

（具体的な活動例）

- ・警察機関 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ・消防機関 避難行動要支援者の輸送の支援
- ・海上保安部署 巡視船艇による住民避難の支援
- ・自衛隊 避難の救助

#### ②**平常時においては、地域連絡会議** ※1の場等も活用し、**情報共有、意見交換等の取組を推進**

#### ③**原子力災害の不測の事態においては、関係者間における議論を踏まえつつ、合同調整所**※2の仕組みも活用

#### ④**地域ごとに各機関の特長を活かして連携**

※1 地域連絡会議

原子力事業所における応急対策及びその支援について連携を図るため、各地域において、関係省庁（実動省庁を含む。）及び原子力事業者等により構成された会議。

※2 合同調整所

各災害ごとに必要に応じて設置される、部隊間の情報共有等を行う場。

### 2. 民間事業者との協力協定等の締結

#### ①自治体と民間事業者の**協定等において定めていくべき内容等を整理・提示**

（内容の具体例）

- 業務実施に当たっての**被ばく線量の管理目安を設定**することや、**被ばく線量の管理方法**について取り決めておくこと
- 防護服、マスク等の**資機材を自治体側で準備**するとともに、当該資機材の**配布手順や配布方法**について理解を深めていくこと
- 業務の実施に要した費用や業務の実施に伴って発生した損害は、基本的に**自治体が負担、補償**すること
- 実際に業務に携わる民間事業者に対し、**定期的な研修の機会を提供**すること

### 3. 情報提供の在り方

#### ①自然災害（地震、津波、暴風雪）による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等は、**自然災害に対する避難行動を、原子力災害に対する避難行動よりも優先**

#### ②住民や民間事業者等に対し、**屋内退避の徹底に関する注意喚起を実施**することや、防災行政無線等様々なツールを活用し、**避難情報等を住民に提供**

#### ③拡散計算については、

- **事前対策として、避難計画を充実させるための支援内容（計算の実施、結果の解説等）を明確化**
- **緊急時に、自治体が自らの判断と責任により活用する場合の留意点を整理**

出典：内閣府資料

#### （4）新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置

新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害における防護措置については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、国民の生命・健康を守ることを最優先とすることが求められる。そのため、内閣府は令和2年6月2日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の基本的な考え方について」を公表し、原子力災害時においては、各地域の緊急時対応等に基づく防護措置と、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく行動計画等による感染防止対策を可能な限り両立させ、感染症流行下での原子力災害対策の万全を期すこととした。加えて、令和2年11月2日に「新型コロナウイルス感染拡大を踏まえた感染症の流行下での原子力災害時における防護措置の実施ガイドラインについて」を発出し、新型コロナウイルス感染症での高齢者の重症化リスクを始めとする様々なリスクを勘案し、合理的に生命・健康を守るため、

- ・避難所・避難車両等において、距離を保つ、マスク着用、手指消毒を徹底する等の感染対策を実施すること
- ・濃厚接触者、発熱・咳等のある者、それ以外の者を可能な限り分ける・隔離するなど、感染防止に努めること
- ・屋内退避等では、放射性物質による被ばくを避ける観点から、換気を行わないことを基本とすること。ただし、感染症対策の観点から、放射性物質の放出に注意しつつ、30分に1回程度、数分間の換気を行うよう努めること

等の防護措置における考え方を示すとともに、現場の状況に応じた適切な対応を図り、各地域の実

情に合わせた原子力災害対策について検討及び準備を進めるよう地方公共団体に通知した。

(参照：[https://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/pdf/08\\_sonota\\_bougosochi.pdf](https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/08_sonota_bougosochi.pdf)  
[https://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/pdf/08\\_sonota\\_guidelines.pdf](https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/pdf/08_sonota_guidelines.pdf))

### 3-3 地域の原子力防災体制に係る訓練や研修

#### (1) 地方公共団体における原子力防災訓練への支援

地方公共団体は、「災害対策基本法」等に基づき定期的に原子力防災訓練を実施することとなっている。道府県が主催する訓練では、例年、道府県知事を始めとする地方公共団体及び警察、消防、海上保安庁、自衛隊といった国や地域の関係実動組織が参加し、住民避難や避難退域時検査については、一部実動訓練を取り入れた形で実施されている(図表3-3-1)。

各地域原子力防災協議会においては、地域防災計画及び避難計画の具体化・充実化が図られた地域について、地域防災計画及び避難計画の具体性や実効性の検証を目的として、訓練の企画・実施や評価方法の普及、訓練を通じたPDCAサイクルの実践等、必要な支援を行っている。

また、内閣府は平成30年3月に、道府県が主体となる訓練の企画、実施及び評価までの訓練全般における基本的な指針となる「原子力防災訓練の企画、実施及び評価のためのガイダンス」を策定しており、平成31年3月には同ガイダンスの改訂等を行った。

(参照：[https://www8.cao.go.jp/genshiryoku\\_bousai/kunren/kunren.html](https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kunren/kunren.html))

図表3-3-1 令和2年度における各地域での地方公共団体による原子力防災訓練の実施状況

地域	訓練名	日時
泊 東通	北海道原子力防災訓練	令和2年10月31日
	青森県原子力防災訓練	令和2年11月12日
女川	宮城県原子力防災訓練	国の主導する原子力総合防災訓練の一環で実施予定だったが、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等のため実施を見送り (一部の要素訓練のみ県において実施)
福島	福島県原子力防災訓練	令和2年11月25日、28日
柏崎刈羽	新潟県原子力防災訓練	令和2年10月20日、24日
志賀	①石川県原子力防災訓練	①令和2年11月22日
	②富山県原子力防災訓練	②令和2年11月22日
福井	①福井県原子力防災訓練	①令和2年8月27日
	②京都府原子力防災訓練	②令和2年11月29日
	③滋賀県原子力防災訓練	③令和2年11月15日、19日、20日
	④岐阜県原子力防災訓練	④令和2年11月21日
浜岡	静岡県原子力防災訓練	令和3年2月4日
島根	①島根県原子力防災訓練	①令和2年10月15日、28日、31日
	②鳥取県原子力防災訓練	②令和2年10月28日、30日、31日
伊方	愛媛県原子力防災訓練	令和2年10月22日
	山口県原子力防災訓練	
玄海	佐賀県原子力防災訓練	令和2年11月7日
	長崎県原子力防災訓練	
川内	福岡県原子力防災訓練	新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等のため中止
	鹿児島県原子力防災訓練	

出典：内閣府資料

#### (2) 国や地方公共団体、実動組織等の職員への研修の実施

##### (国による研修事業)

内閣府では、国や地方公共団体等の防災業務関係者に対し、原子力災害対策指針の防護措置の考え方について理解し、原子力災害時の対応力を向上させることを目的として、原子力災害対策要員研修及び原子力災害現地対策本部図上演習を実施した。

また、防災業務関係者の中から中心的な役割を担う者等を対象に原子力災害時の事態進展に応じた国の本部運営等の理解を促すことを目的とした中核人材研修を実施するとともに、地方公共団体の防災業務関係者を対象に、原子力災害時の住民避難等を円滑に行うために必要な防護措置の状況等の共有等の対応等の能力向上を目的とした実務人材研修を実施した。

さらに、国の防災業務関係者を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的として、原子力防災基礎研修を実施した。

#### ①原子力災害対策要員研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、原子力防災に関する法令、原子力災害対策指針、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた教訓を踏まえた原子力防災に関する基礎知識を修得することを目的として、原子力災害対策要員研修を実施している。令和2年度においては、39回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・原子力防災関連法令の概要（座学）
- ・原子力災害対策指針に基づいた放射線防護の基本的な考え方（座学）
- ・東京電力福島原子力発電所事故の教訓（座学）等

#### ②原子力災害現地対策本部図上演習

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、緊急時の災害対応能力を習得すること、また、地方公共団体が策定する地域防災計画及び避難計画の検証及び改善を図ることを目的として、原子力災害現地対策本部図上演習を実施している。令和2年度においては、13回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・緊急事態応急対策拠点施設における活動（座学）
- ・機能班別課題演習
- ・シナリオに基づいた図上演習 等

#### ③中核人材育成研修

原子力災害に対応する国や地方公共団体等の防災業務関係者の中から中心的な役割を担う要員を対象に、原子力災害時に対応できるよう中核的役割を担う人材を育成するため、必要な知識の習得及び能力の向上を目的として中核人材育成研修を実施している。令和2年度においては、国及び道府県の要員に対して、それぞれ2回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・発電用原子炉における緊急事態（座学）
- ・原子力緊急事態と健康影響（座学）
- ・原子力緊急事態における防護措置（座学）
- ・図上演習

#### ④実務人材研修

##### a. 避難退域時検査等の対応

避難退域時検査及び簡易除染の実実施計画等を担当する地方公共団体等職員を対象とし、避難退域時検査の具体的計画及びマニュアル等の作成担当者や検査場における責任者となる人材を育成することを目的として、実務人材研修を実施している。令和2年度においては、4回開催した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・避難退域時検査の基本的考え方等（座学）
- ・避難退域時検査の計画策定及び運営に関する演習 等

##### b. バスによる避難等の対応

バスによる避難計画等を担当する地方公共団体等職員を対象とし、バスによる避難等の対応の具体

的計画及びマニュアル等を作成できる人材を育成することを目的として、実務人材研修を実施している。令和2年度においては、4回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・住民の避難バスの確保・手配業務に関わる業務手順と事前の準備等（座学）
- ・各道府県のバス等による住民避難に関する準備状況の共有、課題の抽出と改善の検討

#### c. 防護措置の状況等の共有等の対応

「防護措置の状況等」に係る情報の取りまとめ・共有等を担当する地方公共団体等職員を対象とし、各事態における防護措置を具体的に進めるために必要な被災状況等の把握方法、関係者間での情報共有等の実施方法について理解することを目的として、実務人材研修を実施している。令和2年度においては、2回実施した。主な研修内容は、以下のとおりである。

- ・「防護措置の状況等の共有等」に必要な情報の取りまとめ・共有等の運用について（座学）
- ・各事態における確認すべき事項の整理、確認方法等に係る検討

#### （地方公共団体による研修事業）

防災業務関係者研修及び原子力防災基礎研修は、各道府県が主体的に企画・実施し、必要に応じて内閣府が支援した。

##### ①防災業務関係者研修

防災業務関係者研修は、原子力災害時に住民防護活動を行う民間事業者等を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識、住民防護の基本的考え方及び住民防護活動の流れ等を習得することを目的として実施した。

##### ②原子力防災基礎研修

原子力防災基礎研修は、原子力災害に対応する地方公共団体等の防災業務関係者を対象とし、放射線防護のために必要な基礎知識を習得することを目的として実施した。



講義の様子  
(原子力災害対策要員研修)



演習の様子  
(原子力災害現地対策本部図上演習)



講義の様子  
(中核人材育成研修)



講義の様子  
(実務人材研修)

### 3-4 国際的な連携強化

オフサイトの原子力防災に関しては、国際原子力機関（IAEA）等の国際機関や諸外国においても様々な取組が行われており、我が国の原子力防災の水準の向上のためにも、その先進的な知見を取り入れて行くことが必要である。

このため、各国の原子力防災を担当する部局と連携体制を強化して定期的な意見交換を行うとともに、訓練に相互招待する等により、原子力防災に関する国際的な知見・経験の共有等を推進することや、オフサイトの原子力防災に関するIAEAの基準等や主要な原子力発電利用国の制度・運用の調査等を行った。

#### (1) 原子力防災体制に係る二国間協力

##### ①アメリカ合衆国（米国）との協力

平成24年に設置された「民生用原子力協力に関する日米二国間委員会」の下に設置された、「緊急事態管理ワーキンググループ（EMWG：Emergency Management Working Group）」の枠組みに基づき、米国エネルギー省（DOE：Department of Energy）や米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）、米国原子力規制委員会（NRC：Nuclear Regulatory Commission）等の米国の関係機関との定期的な意見交換や訓練の相互招待を通じて原子力防災体制に係る連携を深めている。令和2年度は感染症流行下における防護措置や訓練、専門人材育成についてのオンラインによる技術意見交換会合を3回開催した。

##### ②フランス共和国（仏国）との協力

平成27年に、内閣府大臣政務官と仏国内務省国民安全・危機管理総局長との間で締結した「原子力事故に係る緊急事態管理分野での協力に関する覚書」に基づき、仏国内務省等の仏国の関係機関と



の定期的な意見交換や、訓練の相互招待を通じて原子力防災体制の連携を深めている。令和元年に開始された「原子力事故発生時の緊急事態・管理分野における協力委員会」での行動計画に基づき、令和2年1月には仏国の原子力防災に係る各機関を訪問し意見交換を行った。新型コロナウイルス感染症の流行拡大後は、原子力災害対応中の感染防護対策等について遠隔での意見交換を行った。

### ③訓練視察への招待

原子力総合防災訓練においては、前述の米仏を始め、諸外国や国際機関を対象として訓練の視察を受入れている。本視察では、事前説明会や意見交換会を含み、全期間を通じて現地に滞在し、原子力災害拠点病院や、住民避難の様子、原子力緊急事態宣言を行う様子等を紹介している。意見交換会においては、原子力総合防災訓練や緊急時における体制等について相互理解を深めてきた。令和2年11月に実施した訓練に、在京の米国及び仏国大使館からの見学者を受入れた。

### ④その他の国際協力

上記以外にも、随時情報交換、意見交換及び海外からの視察団の受入れを行っている。令和2年度は感染症流行下での防護措置の変更や、原子力防災体制等について、英国、カナダ、ドイツ、台湾、スウェーデン等と遠隔での意見交換を行った。

## (2) 国際期間との連携、海外の動向調査

国際原子力機関（IAEA）や経済協力開発機構原子力機関（OECD/NEA）との協力・情報交換も積極的に行っている。IAEAについては、オフサイトの原子力防災に関する基準作成への協力や情報収集のため、定例の「原子力防災に係る基準委員会（EPReSC：Emergency Preparedness and Response Standards Committee）」に出席するとともに、各種の情報交換や人材育成活動に協力している。OECD/NEAが開催する「原子力緊急事態作業部会（WPNEM：Working Party on Nuclear Emergency Matters）」等の原子力防災に関係する会議においては、主要な原子力発電利用国の原子力防災に関する制度・運用等について情報交換している。

令和2年度は、遠隔でのビデオ会議等に出席した。新型コロナウイルス感染症の流行下における原子力防災の在り方等について意見交換を行った。IAEAからは新型コロナウイルス感染症下における原子力緊急事態に関するアンケートが行われ、内閣府は原子力規制庁による回答に協力した。WPNEM定例会合では各国からの発表が行われ、内閣府から日本の取組を発表した。